

令和元年第2回与論町議会定例会会議録

目 次

会期日程	(3)
第1日(6月17日)	
開 会	5
開 議	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
一般質問	6
沖野一雄君	6
高田豊繁君	18
林 敏治君	31
町 俊策君	42
川村武俊君	49
大田英勝君	59
遠山勝也君	64
議案第22号 国会議員及び知事、県議会議員の選挙に関する費用弁償等に関する特例条例を廃止する条例	69
議案第23号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	70
議案第24号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例	72
議案第25号 令和元年度与論町一般会計補正予算(第2号)	73
散 会	74
第2日(6月21日)	
議案第26号 与論町防災行政情報伝達システム整備工事請負契約の締結について	79
陳情第 8号 教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について(総務厚生文教常任委員長報告)	83
発議第 1号 教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書の提出に	

について（高田豊繁議員ほか2人提出）	85
議員派遣の件	86
閉会中の継続審査・調査について	86
閉　　会	87

令和元年第2回(6月)定例会会期日程

月 日	曜 日	日 程
6月17日	月	議会運営委員会 全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議) 常任委員会
6月18日	火	
6月19日	水	
6月20日	木	予備日(議事整理日)
6月21日	金	常任委員会 議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

令和元年第2回与論町議会定例会

第 1 日

令和元年6月17日

令和元年第2回与論町議会定例会会議録
令和元年6月17日（月曜日）午前9時20分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第22号 国会議員及び知事、県議会議員の選挙に関する費用弁償等に関する特例条例を廃止する条例

第6 議案第23号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第24号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

第8 議案第25号 令和元年度与論町一般会計補正予算（第2号）

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君

2番 沖野一雄君

3番 川村武俊君

4番 林敏治君

5番 高田豊繁君

6番 町俊策君

7番 大田英勝君

8番 野口靖夫君

9番 林隆壽君

10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君

副町長 久留満博君

教育長 町岡光弘君

総務企画課長 沖島範幸君

会計管理者兼会計課長 大角周治君

税務課長 武東真奈美君

町民福祉課長 田畑文成君

環境課長 白尾与志一君

農業委員会事務局長 久野泰司君

産業振興課長 山下哲博君

商工観光課長 松村靖志君

建設課長 町本和義君

教育委員会事務局長 田畑博徳君

教育委員会生涯学習課長 朝岡芳正君

水道課長 仁・和男君

与論こども園長 富士川智恵美君

茶花こども園長 富千加代君

那間こども園長 田畑綾子君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 池田レミ君

開会 午前9時20分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） ただいまから、令和元年第2回与論町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、2番沖野一雄君、7番大田英勝君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日まで5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月21日までの5日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。

なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。

町長から平成30年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書及び平成30年度与論町一般会計事故繰越し繰越計算書の提出があり、また、町監査委員から平成31年4月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりであります。

また、議会だよりについては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第131号」を全世帯及び関係機関等に配布してありますが、編集作業に

当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、沖野一雄君。2番。

○2番（沖野一雄君） まず、先月から新しい元号の令和の時代が始まりました。日本最古の歌集万葉集を出典とする令和という名称は、英語ではビューティフル・ハーモニー、美しい調和としましょうということで、政府及び外務省の説明がありました。私ども与論島も美しい景観はもとより、人々のくらしや行政、そして私ども議会も、それぞれが調和のとれた美しいまちづくりができるようなそういった方向に向けて、共に努力を重ねてまいりたいものです。

それでは、令和に移りまして最初の定例議会における一般質問をさせていただきます。できるだけ美しい質問になるように努力をしたいと思います。

1 沖永良部・与論・沖縄間の小型高速客船運航について

(1) 過日、小型高速客船による沖永良部島・与論島・沖縄本島を結ぶ、新たな航路の開設準備にかかる新聞報道があった。この新航路が実現すれば、交流人口の増大等に大きな成果が期待されるが、これまでの経緯や就航に際しての具体的な運航内容、今後の行政支援の考え方等について伺いたい。

2 お墓をめぐる課題認識及び今後の取組について

(1) お墓の管理運営については、各墓地ごとの組合規約や慣習等に従って主体的に行われているものと承知しているが、一部では組織の形骸化や休止等により適正管理が行われず、無縁墓地化や使用者不詳等のお墓が増えている実態である。このお墓の管理運営等に係る現状と課題についてどう認識し、具体的対策をどのように講じていく考えであるか。

(2) 高齢人口の増加や核家族化の進行、定住化の促進等により、墓地や納骨先の新規取得を希望する需要の増加が予測される所であり、合葬墓や共同納骨堂等の新設検討も含めて、今後の町行政の役割や具体的な取組についてどう考えているか。

お伺いをいたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。令和に入って美しいまちづくりということで、私も本当に同感です。よろしくお願いをしたいと思います。

まず最初に、小型高速客船運航についての御質問がございました。お答えを申し上げます。

昨年、本件について旅客定期航路事業開設を計画されている日東商船株式会社から事業計画案が示されました。運航計画内容は、沖縄県大宜味村の塩屋漁港と与論港、沖永良部知名漁港を小型高速旅客船（FRP製、19トン、旅客定員60人、特2等28席、2等席15席、自由席17席）で結ぶ航路開設計画となっています。各港間の料金設定や塩屋漁港と連結する那覇港行きの無料バスの案内等が示されていますが、現段階の状況としましては、本町への就航等に関する詳細部分についてまだ不明な点があり、今後の状況を見極めながら行政の支援策を検討してまいります。

次に、お墓の管理運営に関する現状と課題について御質問がございました。お答え申し上げます。

墓地管理組合の現状について、一部の組合においては、非常に行き届いた管理運営がなされていますが、御承知のとおり、ほとんどの管理組合が機能していない状況にあります。今後、人口流出や少子高齢化が進み、管理運営面において深刻な状態となった場合、墓地の管理放棄や無縁墓地化が進行する可能性が考えられ、非常に憂慮するところです。

墓地管理組合の組織体制については、以前は主に自治公民館及び利用者等が中心に組織されてきた経過があると考えられます。これが次の世代へうまく引き継がれてこなかったことが、現在の機能低下につながっているものと思われれます。また、近年コミュニティー力の低下により、地域協力体制の継続維持の難しさから、墓地管理組合の体制整備が難しい状況にあります。

しかしながら、これは地域住民全体の問題であり、放置できないものと考え、今後管理組合の組織体制のあり方を模索してまいりたいと考えています。

次に、合葬墓や共同納骨堂の新設について質問がございました。

御質問のとおり、島立ちした子供たちが島外に出たまま帰ってこないため、継承者が無く先祖のお墓の維持管理が困難となるケースが増えつつあること、また、先祖やお墓に対する意識の変化があることも感じています。

こうしたケースは全国的にも増えつつあり、その解決策として、お寺などが恒久的に供養・管理してくれる「永久供養墓」として共同墓地による合葬の形態が増えています。

以前、議会の一般質問の中でもありましたが、共同納骨堂の整備については、供

養並びに管理を担う組織体制のあり方なども含めて検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、少し細かく深掘りをしてみたいと思います。

まず1番目の小型高速客船就航についてですが、今のところは執行部では不明なところが大分あるということで、今後の状況を見極めながら行政の支援策を考えてまいりたいという御答弁でございました。

少し確認をしたいと思いますが、それでは就航の予定はいつというふうに把握されているののかという点と、那覇港から無料バスの案内等が示されているということですが、ちょっとネットとかで調べてみますと自由席、普通席、特2等の指定席という3種類ランクがあるのですが、全部無料バスに乗れるのですか。とりあえず2点をお答えいただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今年の1月下旬に、那間出身の西田富士雄社長が来られましてお話をしてきました。その前に、いろいろ案を示していただきましたが、その就航予定については私、申し訳ありませんが記憶にございません。

それから、那覇港への無料バスの件ですが、計画書には特2等席の方を無料で送迎する計画になっているようです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、町長はいつからなのかは分からないとおっしゃいましたが、それはちょっと行政として私はまずいのではないかなと思います。情報をしっかり取っていただいて、新聞によりますと大分前から申請もしているらしいようですし、いつからという点の情報をしっかり取っていただきながら、行政の支援が遅れないように私はしていただきたいというふうに思います。

また、無料バスについても今御説明ですと、特2等の指定席のみが、特2等の指定席は28席ですよね、60席の中で28席の指定席を買われた人は無料で那覇まで行けるということで、残りの方はどういう見込みなのでしょう。そこはちょっと気になるのですが、そういったところも市場調査とかニーズの調査とか、そういったところをしっかりとできれば連携をとっていただいてされたほうがいいのではないかなというふうにと思いますが、全員が全員タダにするというのもちょっとあれかもしれませんが、そのあたり連携を取っていただきたいという印象があります。

そして、まだ気になるところがあります。今、鹿児島から奄美諸島を通って、沖縄までの定期船があるのですが、定期船とのバランスもちょっと気になるのですが。定期船については、御案内のとおり奄美群島振興開発事業のいわゆる奄振交付金によって、運賃の軽減事業が適用されています。それについてはどうなっていくのか。町長どのようにお考えですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） そういうことも含めて、今後検討していかなければならないと申し上げたのはそのことをごさいます。西田さんが正月後に来られて、いろいろ話をされて、島のためにありがたいなというふうなことを感じて、できるだけ行政としても応援できるものは応援したいなと考えたりもして、そういう細部についての詳しい打ち合わせは、今後また進めていかなければならないと思っていますところ。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 要するに様子を見ながらということで、今、町長の御答弁を拝聴しますと、ちょっと受け身の感じがして私は気になるんですが。できるだけしっかり連携を取っていただいて、先手先手で攻めていただきたいという気がいたします。例えば、せっかく新しい船が、新しい与論の人口増、あるいは経済に広益を与えるようなこういった新しい取り組みが、定期航路はちゃんと運賃軽減でかなり安くなるけれども、この新しい便については群島割引はきかないし、やはり高いよということになればなかなか島民も利用する人は限られてくると思うんですね。そうではなくて、やはりせっかく1日2便も運航するのですから、できるだけ町民に気軽に沖縄のいろいろな観光あるいは病院関係、あるいはいろいろなビジネスとかも含めて、そういった交流がしっかりとできるような形を行政としてもしっかり先手先手でやっていただきたいなというのがあります。特に、この奄振事業交付金については、もちろん定期航路の適用で非常に今成果が上がっていますし、できることであれば、就航決定後すぐ振興交付金の交付対象になるような形で進めていただきたいという気がいたします。新聞とかの報道をしてみると、知名町の今井町長が、具体的に非常に積極的にコメントを出したりいろいろされていらっしゃるんですが、与論町側のコメントがなかなかなくて、ちょっと商工観光課長のコメントはありましたが。そういうところは何か与論は少し取り残されているというか、もうちょっと社長が与論出身ですので、是非もっと積極的に町長にはリーダーシップを発揮していただきたいなという印象があります。

奄振の交付金には、御案内のように群島住民の割引というのと、それから奄美と沖縄の交流割引事業というのと、これが2つ目。もう一つ、奄美群島間の割引とい

うのがまたあります。そういった意味で、実はこの奄振交付金といっても運賃軽減事業には3種類あるのですよね。群島住民の割引、奄美と沖縄の交流割引、奄美群島間の割引という3種類があって、その3種類いずれも適用されるのか、適用していくのか。そういったところをしっかりと関係する知名、和泊の沖永良部2町との連携もしっかりと図っていただきたいなというところ。受け身ではなくて積極的にやっていただきたい、そういうところを非常に感じます。それがまた島の発展につながりますので。それは、与論町民のほとんどの島民が望んでいることと思いますので、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

あと、行政として支援ができる組織体制ですね。例えば新しい航路ができたり、今いろいろな航路がありますよね。定期航路もそうですし、奄美では裏航路もあります。いわゆる我々が裏航路と呼んでいる航路もあります。その裏航路に対しても我々は負担しているのですよね、御存じだと思いますが。その裏航路の正式名称、鹿児島・喜界・知名航路運営協議会、基金があってその基金負担金というのも与論町は毎年出しています。それにまた運営費負担金というのも毎年出しています。そういったところも出しているのです、例えば、沖永良部と与論が沖縄とちゃんと船を結んでいるのであれば、それも奄美群島の皆さんにも負担していただくという形もあっていいのではないかなと思います。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今後、奄美の定期航路と同じように、与論でもしこれが定期にずっと運航するようになれば、そういう課題も出てくるかと思しますので、また協議をしてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 早めに早めに協議をしていただいて、是非いい方向でいくようお願いいたします。その裏航路については与論には着かないのだが、着かないのに何で負担金を出しているのかというところもずっと昔からやっているのですが、それにはいろいろ事情があるでしょうし、理解できないわけでもないんですが、そういうふうに与論に就航もしないのに負担している以上は、例えばこういった新しい就航路が構想されている以上は、与論と沖永良部はしっかりとリーダーシップを取っていただいて、ほかの奄美の市町村にも理解をしていただいて、負担金を出していただくという形で是非進めていただきたいと提案をしたいと思います。

こういった新しい船は、やはり維持運営というところを考えたときに、例えば一時的に、あれはいろいろな事情で利用者が減少することもあるでしょう。あるいは、一番こういった小さな船というのは人件費というのが一番掛かりますから、あるいは今、中東の情勢が非常に不安定な状態になっていますが、原油価格が高騰し

たりして燃料費が高つくということになると、運営がまた厳しくなってくると思うんですね、当然。そういったことで利用者が少なくなったり、多くなるように努力しなくてはいけないのですが、人件費とか原油が上がって、運営が立ちいかなくなってもうやめますというようなことになったらまた大変ですので、せっかくの機会ですので、これまでも過去にこういったうわさは何度か聞きましたが、なかなか立ち上がられずに来ているのですが、今回実現しそうだという話も聞いているので、是非行政の支援サポートを、例えば組織、何とか協議会、その名称は考えていただいて、こういった民間だけでも、しっかり重要な経済付与の手段の1つだと考えますので、町長にリーダーシップをとっていただいて、しっかりサポート体制をとっていただきたいと思います。

町長改めてこの日東商船株式会社に対するこの新航路の支援、サポート体制そういったのを、しっかり早めに先手先手で取り組んでいただきたいと思うところですが、この質問の最後に、町長から決意をちょっと伺いたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほどから申し上げましたように、話がどこまで煮詰まっているのかといったことと、西田社長はまたどうせ来られるでしょうから、また我々も言ったりしてそういうふうなサポート体制ができないかというようなこと、それから協議会の開設を今後検討して、本当に島のためになることですので精一杯やってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 是非、その方向で取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問、お墓をめぐる関係ですが、御答弁の中で一部の組合はしっかりと管理がなされているが、ほとんどの管理組合が機能していないというようなお話がありました。では、具体的に、例えば与論島内にお墓の場所、墓地がいくつあって、そのうち管理組合は機能していない、機能しているところでもいいんですが、その数を教えていただけますか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 今、与論町に墓地がいくつぐらいあるかということですが、主だったものとしては10カ所ほどある中で、またあと小さいものまで含めると15カ所ぐらいになるのかなと思っているのですが、特にある一部の墓地に関しましては、非常に公民館の組織とほぼ同じような取り組みでいろいろな規則も整備されて、取り組みもすごく管理等行き届いているところがございます。また、ほかの墓地の中でもまたその管理組織がありつつ、またいろいろ清掃されているとこ

ろもあるんですが、若干またいろいろな集落等が重なっているようなところだったり、1つの集落ではないようなところとかの場合には、どうしてもなかなかうまく機能していないのかなというのを感じられるところです。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今の担当課長の説明ですと10カ所から15カ所あるということで、具体的に何カ所機能していて、何カ所不適正だと思われるというような具体的な数字の紹介がなかったのですが。今の御答弁をお聞きして、町民の実態調査をしてちゃんと行政は把握すべきではないかということが当然求められると思うんですよね。私は、まず実態調査をしていく必要はあると思います。あと2番目の質問にも関係しますが、現在の与論町内の墓地の管理利用の実態調査というのは、是非早急に取り組んでいただいて、実態をしっかりと把握する、その上でいろいろな墓地行政というかそういったことを進めていく必要は、時期が来ているというふうに私は思いますが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、今後実態調査を早めにして、各墓地組合があるのかなのか、またどういうふうなことで維持をしているのかというようなことは、調査を早急にしてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） ちょっと申し訳ないんですが、早急にしますというお話ですが、おおむねいつ頃までにしていただけるのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 具体的にいつまでというのはちょっと今確約はでき兼ねるところですが、その音頭をとる中心的な役割は行政が担うべきことなのか、また受益者が行うべきものなのかということもちょっと思案するところではあるんですが、宇検村等の例を見ますとその集落等で、共同納骨堂を建てる上においても、集落住民が村外に出ている出身者等から寄付を募ったり、また建設に係る労力等についても、集落民に労力報酬を確保して、また建設段階から共同による共同納骨堂をつくられているんですが、そういった中で地域の盛り上がりとかそういったものも必要なのかなというふうには感じてはいるんですが、これが行政が墓地の管理等々も進めるべきなのかというのも少し考えはあるんですが、やはり調査していかないと分からない部分はあるのか、やはりどこかが主導的な立場でしていかなくてはいけないのかなというのを感じてはいます。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今担当課長のほうからは、行政が先走ってやるべきことなのか

あるいは受益者の町民からの動きを見ながら、それを待って動いてもいいんじゃないかというような、どっちをするべきか迷っておられるような答弁でしたが。実は、私がこの質問をした、後で出てきますが、納骨堂、合葬墓、そういった検討はいかがですかということで、2年前の平成29年6月に川村議員から質問がなされています。私が初めてではないのですよね。そのずっと以前にもあったかと思いますが、2年前に川村議員が質問したことに対していろいろあるのですが、ちょっと紹介します。議会だよりに掲載している平成29年6月定例会の内容の中の川村議員の質問に対して、共同納骨堂の設置のことについて、町長がおおむねこのような趣旨で回答されておられます。ポイントだけちょっと読みます。「将来的に共同納骨堂の必要性について異論はないが、民間の役割、行政の役割を考慮しながら供養及び管理を担い得る組織体制の構築が先決と考える。」要するに共同納骨堂は必要でしょう、将来的に。しかしながら、民間の役割、行政の役割をまず考慮して、先ほど担当課長は行政の役割なのか、民間の役割なのかよくちょっと分かりにくいと、迷っているというふうな内容のように聞こえました。その供養及び管理を担い得る組織体制の構築が先決と考える。では、2年前にこの組織体制の構築が先決と考えていらっしたのですが、そのあと組織体制は構築されたのでしょうか。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） これは祖先の空き家問題も絡みながら、祖先の供養をどうするかというふうなことでいろいろ検討をしてみいました。できればその合同でお寺とか神社とかそういうところで合同の骨壺を供養するところがあればありがたいなということで、いろいろとその関係者にもお願いをしたりしたことがございましたが、なかなか前に進まなくて現在に至っているところです。市来さんとかあるいは沖さんのところにも、道成君のところにもいろいろ相談をするんですが、なかなか前に進まなかったということがございます。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 少し町長も担当課長も誤解しておられるんじゃないかなと。多くの町民の方も少し分かってらっしゃらない部分があると私は印象を受けていますので、ちょっともう少し切り込んでみたいと思います。

墓地、埋葬等に関する法律というのがあります。担当課長は勉強していらっしやるかと思いますが。その墓地、埋葬等に関する法律の第10条には、墓地の経営主体とかそういったのがちょっと載っています。一方、墓地、埋葬等に関する法律施行規則というのがあります。施行細則、この中で第2条にあるんですが、手元に資料がありますか、町民福祉課長。第2条、もしお持ちであれば読んでいただきたい

と思います。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 第2条、経営等の許可申請の件ですか。

○2番（沖野一雄君） 施行細則の第2条だから、墓地等の経営主体のところですか。施行細則の第2条、墓地等の経営主体。

○町民福祉課長（田畑文成君） 与論町の墓地、埋葬等に関する法律施行規則の中の第2条ではなくて。

○2番（沖野一雄君） 墓地等の経営主体のところをちょっと読んでいただけますか。

墓地等の経営主体に関する条項のところ。墓地等の経営主体、1番目地方公共団体とあるでしょう。私はそれはちょっとね、皆さん理解していらっしゃらないようですので、ちょっと読みたいと思います。皆さん、よくお聞きになってください。

墓地等の経営主体第2条、墓地、納骨堂又は火葬場（以下墓地等という）を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、知事が、今は市町村長になっています。知事が県民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める墓地等の経営についてこの限りではない。そして、順番が載っています。第1項、地方公共団体、まず地方公共団体、2番目に宗教法人法に第4条第2項に規定する法人、いわゆる宗教法人であって県内に主たる事務所または従たる事務所を有する者、3番目に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律何条何条に規定する公益法人であって、県内に主たる事務所または従たる事務所を有する者という条項です。

ここで言わんとするところは、1番目に地方公共団体となっているんですよ、1番目に。これは何を意味するかというと、ちょっとネットで御覧いただければいいんですが、鹿児島県の県庁がつくっているこういうホームページの中に、墓地、納骨堂を経営するあるいは設置するにはどういったことが必要ですかというところで、こういったホームページがあるんですよ。これをちょっと読みます。墓地・納骨堂を経営（設置）しようとするときは、墓地・埋葬等に関する法律に基づく許可が必要です。次、非常に大事なところですよ。墓地・納骨堂は、市町村長が経営（設置）するのが原則ですが、これにより難しい事情がある場合は、宗教法人、公益法人等が例外的に認められていますとなっています。原則は市町村長が経営、設置するのが原則ですよというふうに、ちゃんと鹿児島県もホームページで謳っています。法律もそうなっています。そこをちょっと確認してちゃんと努力していただきたい、勉強していただきたいというところですよ。しっかりここを確認して、所管課長と町長、しっかりここを共通理解、副町長も総務企画課長も含めて理解していただきたい。その上で、この与論をお墓の実態に関する実態調査をしっかりしていた

だいて、行政指導もしっかりしていただきたいということなんです。町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） いろいろと調べていただきましてありがとうございました。

この墓地の問題につきましては、特に与論の方々というのはあまり関わりたくないというのが現状でございます、各墓地とも管理者もなかなかお願いできないというのが現状だと思っています。現に、我々西区、東区の一部、朝戸、城の一部の皆さん方が利用している前浜の墓地の整備につきまして、当時の区長方にもいろいろお願いもしたようなのですが、なかなか整備が進まないということで、当時の集落の議員の皆さん方が立ち上がりまして、西前浜の墓地、東前浜の墓地を整理したという経緯がございます。そういった中で沖野議員も町民福祉課の経験も長いと思いますので、その辺私のほうからもひとつお聞きしてみたいんですが、その辺の管理について当時はどんなもんだっただろう。そしてまた運用についてどのようにされていたのか、町民福祉課のほうにもこの墓地に関する綴りというものもそんなに毎年毎年新しく変わったということではなくて、ただ墓地に関することという綴り1冊しかないんですね。そういった中で多くのこれまで職員時代も経験がありますので、是非そのときに沖野議員がまた感じていたこと、考えていたこと、そういったのを現在の職員のほうにもいろいろアドバイスをしていただいて、これは何条がこうだからこうとかいう問題ではなくて、島全体で今後どうしたらいいかというのを取り組んでいくべきではないかというふうに私は考えますので、是非、普段の業務の中でこの問題は行政とあるいは集落の代表の自治公民館、あるいは議会の皆さん方を交えて、今後の方向性というのは検討していくべきではないかと私は考えます。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今副町長が、あなたの時代はどうだったんですかという話がありました。当然以前からずっとこれはちりが積もって山になるような感じで、問題は既に私の頃から始まっていました。しかしながら時代の変遷とともに、まさに今、墓の形というのはだんだん変わってきているのですよね、いろいろな、散骨いわゆるお墓を設けずに、例えば、都会でも今ありますよね、空気中にまいたり海にまいたり、あるいは樹木葬といってまたいろいろな林、森の中に灰をまいたり、いろいろな方法が取られて今形態が非常に変わってきています。それをめぐって各自治体によってはちゃんと条例をつくって、むやみにその人の迷惑になるようなところに灰をまかないようにというような条例をつくっているところもあります。ある

いは、与論のような観光地においては、そういった条例も本当は将来当然設置するべきでしょう。与論が観光地である以上はですね。そして、最近になって時代の流れとともに問題がだんだん大きくなってきているんですよ。私は予測していましたが、いつかは観光地を標榜する以上は、しっかり解決をしていかなくちゃいけないこのお墓の問題。与論がモデル的にやれば、まだ観光客も増えると思うし、定住化を希望する方も増えてくると思うんですよ。やはり与論に住みたいという旅んちゅの方々も安心して与論にはお墓の問題もちゃんとできるということであれば、やはりこう安心されて来られると思うんですよ。そういう意味で定住化対策を進める以上は、絶対避けては通れないんです、このお墓をめぐる問題は。あるいは今核家族化が進んで、ニューウヤトゥマージンヌパカカティヤペンカラジ、アピヤートゥマージン、うちの家族でまた別の墓をつくりたいという方も当然いらっしゃいますよ。核家族化が進行すればですね。そうすると、島んちゅだけれども新しいニーズが出てくるんですよ。ですから、私が最初に申し上げたように、これについてはまず調査をする必要があると。お墓の与論実態調査をしっかりしていただく。以前は、鹿児島県知事がやっていたんですよ、この事務は。鹿児島県知事が許可を持っていますし、ですから我々としても、いや鹿児島県がやっていることだということで、やや受け身の体制でできたんだけど、今は、県知事から市町村長に権限が移譲されていますので、市町村長が動かなくちゃいけないようになっているんですよ、お墓にめぐる問題についてはですね。市町村長が先ほど申し上げたように、経営、設置そういったのは市町村がしなくちゃいけないという原則になっているのです。そこをしっかりとわきまえていかないと、いや民間がすべきですよという話は全然通らないんですよ。まず第一には市町村長がやるということになるのです。これは、今さっき副町長がありましたように、例えば西区集落の前浜の墓地の例をちょっと挙げて説明がありましたが、では関わりたくないというのであれば誰が関わるんですか、行政が関わらなくちゃいけないんですよ。ですから、行政がしなくちゃいけないから逆におそらくですが、鹿児島県レベルで都道府県レベルでやりにくいものだから、現場を預かっているよく知っている、昔からの慣習とかをよく知っている末端の自治体に任せるということで、市町村長に移譲されたのです。そういった背景もあって、これは確かに難しい問題ですよ。しかしやらなくちゃいけない課題なんです。ですから、2年前に川村議員が質問した中身が、全く今手つかずの状態になっているということ自体も私もちょっとまずいなと思いますし、これからいろいろな観光行政を進めていく上でも避けて通れないのです。そういった意味で町長には、まず私最初からこれを提案しましたように、まず墓地の管理、利用の実態調査をしていただきたい。そして、その上でどういったニーズがあ

るかというのもちゃんとあわせて調査をしていただいて、島んちゅのニーズ、あるいは、また旅からまた与論に住みたい、住んでみたいと言われるような、そういった旅んちゅの受け入れもちゃんとできるような形でニーズ調査もしていただきたい。そういったこの2点を、要するに実態調査とニーズ調査、そういったことをしっかりやっていただいて、町の短期中期の計画をちゃんとつくって、計画とかその策はいらんんですが、そういった実行をしっかりと早めに手を打っていただきたいということが私の申し上げたいところです。町長いかがですか

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほどから答えていますように、実態調査につきましては、そのニーズ調査につきましては、早くしてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 先ほど御答弁の中にもありましたが、自治公民館と受益者が慣習的に組織、運営してきた経緯もあるのですが、やはりその鍵を握るのは自治公民館なんですよ。自治公民館のコミュニティー組織。与論でコミュニティー組織といえばもう自治公民館組織しかありませんから。その下にあるいろいろな組合単位の組織もあるのですが、お墓については、単に地域の隣近所ばかりの墓地にはなっていないんですよ。時代の流れとしていろいろ町内で移動を繰り返した家族もいらっしゃるので、いろいろ入り組んでいるんですよ。例えば前浜だったら、例えば中には茶花の人がいたり、立長の人がいたり、那間校区の人がいたりですね。そういったことも起きています実際に、入り組んでいるんですよ。では、それをまとめるのは誰かといったら、まとめるというかその鍵は、やはり自治公民館組織だと思うんですよ。だから自治公民館組織としっかり連携をとって、行政がイニシアチブを取っていただいて自治公民館組織をうまく働かせながらやっていかないと、これは前に進まないと思います。早急に解決していかないと、定住化促進なんて私はちょっと、その前提条件としてこれを進めていかないとまくいかなと思います。そういった意味で、町長には改めてこの自治公民館組織を活用してしっかり計画を進めていただきたい。そして先ほどの実態調査とニーズ調査もしていただきたい。そこを私は頭の中は2年前の川村議員の質問に対して、そういった組織もちゃんとつくって、そういったのが先決だというふうな答弁をされていますので、2年経ちましたがしっかりと取り組んでいただきたいと思いますが、最後に、町長の覚悟をお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 取り組んでまいりたいと思います。そして公民館長と同じように議員の方々にも御協力をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時06分

再開 午前10時14分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、高田豊繁君の発言を許します。

5番。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。6月議会はまた新しい商工観光課長、そして農業委員会の局長、こども園の園長御三名、ひとつこれからも活躍を期待していますのでよろしくお願いします。今日は、御三名には質問はしないようにしたいと思います。次回からお願いします。それでは、時間をオーバーしないように頑張ってみたいなと思っています。

1 ドクターヘリの搬送先医療施設の選択について

(1) ドクターヘリの運航の現状と搬送先の選択決定について伺いたい。

2 障害者総合支援法に基づく旧ケアホーム待機入居者の対策について

(1) 町内における障害者の自立や共同生活を図るため、民間団体の配慮によって現施設の(法改正によってグループホームへ一元化)建設運営が成されているが、同施設の入居待機者の現状打開や今後の拡充対策を運営団体に要請する考えはないか。

3 堆肥センターの拡充や農用排水及び集落排水、農道、集落道路等の包括的な整備について

(1) 茶花信号機付近排水対策や、ウプインジュ排水路改修、浸透調整池や農道、集落道路、堆肥センター拡充対策等について、県営の中山間地域総合整備事業や農村振興総合整備事業等の農水省高率補助事業を県に要望し包括的に整備する考えはないか。

4 危険物輸送や畜産飼料等の海上貨物類輸送の改善を図るための定期貨物航路運航態勢の確立について

(1) 奄美群島内で定期貨物航路の運航がない本町の状況は、町民生活における大きな不利益性が考えられるが、町、民間団体と連携し貨物船の定期運

航態勢の確立を図る考えはないか。

5 認知症や障害者等に対する成年後見人制度の現状と課題や対策について

- (1) 障害者等を対象とした生命財産の保全や保持のため、家族等からの申請が難しい場合、町長が成年後見人の申請を家庭裁判所に申請することができるとなっているが、その現状と今後の対策を伺いたい。

以上5点について、お願いいたしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答え申し上げます。

まず、最初のドクターヘリの運航の現状と搬送先の選択についてということです。お答え申し上げます。県立大島病院を基地病院として奄美ドクターヘリが運航されるようになったことは、非常にありがたいことです。昨年の搬送実績を見てみると11件あり、内訳として奄美搬送が4件、沖縄搬送が7件となっています。

また、奄美ドクターヘリが要請できなくて沖縄ドクターヘリに要請した事案が2件ございます。

基本的に奄美ドクターヘリは、県立大島病院のほうに優先的に搬送されることが原則と伺っていますが、心臓外科・大動脈疾患・ハイリスクの周産期・多発性外傷に関しては、県立大島病院が受入困難なことから、沖縄へ搬送されるものと思われまます。それ以外については、基本的に県立大島病院に搬送されることとなっています。搬送先の選択については、各事案ごとに病院と患者家族の相談等によって、ヘリ搭乗医師が決定している模様です。

沖縄へ搬送した場合、所要時間がオーバーすることから、奄美圏域の搬送業務が空白になるリスクがあることも問題のようです。

ただ与論島の場合、地理的条件から緊急性や利便性を鑑みた場合、沖縄のほうが有利と思われることから、今後沖縄への搬送案について県にも相談させていただく必要性もあろうかと考えます。

次に、旧ケアホーム、グループホームの待機入居者の件です。

現在、本町においては、民間運営団体である障害福祉サービス事業所が1カ所あり、グループホームとして共同生活援助を行っていますが、入所定員が10人で、現在、満室となっており施設規模が小さいため、入所希望者が入りきれず待機状態となっています。

低所得者等の入居者については、国の制度で特定障害者特別給付費として入居費用の一部を助成していますが、施設の建設・運営については、民間の社会福祉法人が自己資金等で担っており、施設規模を拡充するためには、資金面や職員確保のハードルが高いとのこと。

今後、施設の充実強化に向けて、町として連携協力の可能性を検討してまいりたいと思います。

次に、堆肥センターや排水、道路等の包括的な整備です。

中山間地域総合整備事業につきましては、ほ場整備事業の推進等もあり、事業採択要件であるサンゴ礁露出面積を含めた林野率が50%以下になったため、事業対象からは外れています。また、ウプインジュ排水路改修及び浸透調整池の整備につきましては、農村振興総合整備事業のほかに補助率の高い農村地域防災減災事業があり、これを導入できないか県と協議をしているところです。

このほか、農道整備については、現在進めています土層改良事業ができる畑地帯総合整備事業を活用し、また、堆肥センターの拡充につきましては、機械の老朽化・雨天等の対策を含め補助事業を導入できないか県と協議しているところです。

次に、定期貨物船の航路運航についてです。

本町は、奄美群島内において定期貨物航路の運航がなく、生活物資や生産資材等のほとんどが定期船輸送となっており、貨物船輸送と比較すると輸送コストの割高や一部危険物輸送にも制限があり、町民生活や島内産業において不利な状況下にあると考えています。

本町への定期貨物航路の運航条件として、一定程度以上の輸送物資の積載重量や専用の輸送コンテナの確保が船舶会社から示されていることから、現在、関係団体と輸送物資や輸送方法、運航回数等について協議を重ねているところです。

貨物船の定期運航については、本町の町民生活の向上や産業振興を図る上で大変有益であると考えますので、運航態勢の構築について関係団体とさらに協議を進めながら対応してまいります。

次に、認知症や障害者等の成年後見人制度の件です。

現在、本町においては、与論町成年後見人制度利用支援事業実施要綱に基づき、介護保険特別会計の中に必要経費を計上して成年後見人制度利用事案に係る対応を行っています。

これまで実際に利用された事案といたしましては、島外から本町の福祉施設に入所されている方で、平成25年度に施設からの申し立てを受理して、裁判所へ成年後見人制度市町村長申し立てを行い、与論町内の方に成年後見人を請け負っていただいています。

これ以外に、申し立てを受けている事例はありませんが、今後、同じような事案があった場合には、速やかに審判請求等の手続きを行ってまいります。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それでは、まず第1点目のドクターヘリのことについてですが、このドクターヘリのことをなかなか判然としない部分がございます、その沖縄だけの場合は、シンプルだったんですが、沖縄のドクターヘリと自衛隊のヘリという関係で、昼はドクターヘリ、夜は自衛隊のヘリということだったんですが、この奄美のドクターヘリが配備されてから、その相関関係がいろいろ今いっぱい問題になって、つい最近の事例としましても先ほどの答弁の中の中段から下段のあたりに、各事案ごとに病院と患者家族の相談等によってヘリの搭乗医師が決定しているという内容が書かれています、これがこのとおりであったら問題ないですよ。だけど、これが現実現場は違うんですよ。そこでこの間の事例では、名前はちょっと出せないのですが、沖縄に行きたいという家族の方々から申し出があるわけですね。そうすると、与論は鹿児島県の奄美ドクターヘリで大島病院にしかいけないというような事例だったんですが、そしたら結局向こうでも対応ができなくて、また再発をしたという事例が今発生しているのですが、上記のほうに搬送実績が書いてございますが、今その話を整理をしてみたいと思います。

この沖縄のドクターヘリと、奄美ドクターヘリの運航要綱というのが両方ございます。その中身は全く一緒ではないですよ。今さっきのこの話とちょっと関連して、搬送先の問題についてですが、沖縄はこういうふうになっているんですよ。搬送先病院の決定の方法は、「ドクターヘリの搭乗医師が患者の容体及び患者又は家族の希望を考慮の上、消防機関及び患者又は家族、付き添い者と協議して適切な病院を決定する。」「ただし、患者又は家族付き添い者が希望する病院がない場合は、消防機関と協議の上、決定する。」という、こういうふうになっているんですよ、沖縄は。ここが一番ポイントなんです、そしたら今度また鹿児島県の場合はどうなっているかという、こういうふうになっているんですよ。別表の6というのに書かれているんですが、「徳之島、沖永良部、与論島については、搬送先の医療機関が県立大島病院。」この1行で終わっているんですね。そしてその下に県立大島病院で対応困難な患者は、徳之島、沖永良部、与論島については、県本土、市立病院とか鹿大病院とかが三次医療施設になっていますので、向こうか又は沖縄県。沖縄県も南部医療センターと中部医療センターと浦添総合病院が三次の指定を受けていますので3件ありますが。そこでちょっと今沖縄ドクターヘリと奄美ドクターヘリでは、この要綱の中身が違くと。だからこういうふうになっているものだから、いわゆる消防署も与論病院側もこれはまず第一に大島病院だというのが、もうこれで判断しているんですね。そこが非常に家族としても非常に苦勞するところがあるようなんですよ。私どもは一応鹿児島県にしても南の町で、奄美からも相当の距離があるんですね。ちなみにこの今の奄美ドクターヘリと沖縄のドクターヘ

りをみますと、奄美から与論島までが距離的に210キロあるんですね、そうするとこのヘリは沖縄のドクターヘリよりは大きいヘリが飛んでいるんですが、やはり片道45分を要するという事になってはいますが、このパターンとしまして、これイタリアとフランスが共同開発したアグスターという機材ですね。沖縄のドクターヘリよりは大きいんですよ。これがパターンの1としましては、まず第一に、天気がよくてもう向こうだけでもいいということになれば、大島病院から直接搬送するという、この大島病院のここにドクターヘリのヘリポートがありますので、そこに直接降ろすことができると。つい最近私どもの集落の方もここに搬送されて、ここで治療をしてもう帰って来られています。その次にパターンの2としまして、大島病院のキャパシティの問題とかいろいろ医療体制の問題で受け入れが困難だという場合は、大島のこのヘリポートから飛んできて、与論空港にまず降りますね。すると与論空港で患者を乗せて、沖縄の浦添の病院に直接ではなくて、浦添の港の近くにヘリポートが別にあります、そこに一応搬送して、そこから救急車で浦添総合かほかの救急医療病院に搬送しているのですが、その帰りに与論空港にまた来て、ここで給油をして大島のほうに帰るとというのがパターンの2ですね。それから、今度は大島が雨が降ったり飛べないという状況がありますよね。風が強かったり。そういう場合は、これはもう無理ですからということで、浦添のヘリポートから与論空港に沖縄のドクターヘリが要請されて、それから浦添に帰ってそこから救急車で浦添総合病院かその他に運ばれる。そのほかに夜間は陸上自衛隊の第15旅団というのが今管轄していますが、その第15ヘリポート部隊がUH-60というヘリを飛ばして搬送するというようなことですが。

ここで町長にも、皆さま方にも知ってもらいたいのは、この先ほどの搬送先の決定をする要綱のほかに、こういう不利益性があるんですよ。一番ドクターヘリを飛ばすのは昼間と限られていますので、1月が一番日が短いですよ。そうすると、与論島から患者を大島病院に搬送する場合の要請の最終時限は何時かという、15時30分なんですよ。要するに昼間の3時30分までに連絡できたものしか飛ばせないですよ。与論は210キロの45分圏内だから、50分圏内にあるわけですので、3時半までに連絡要請してくださいと。そうでなければだめだよということを行っているんですよ。ところが沖縄の場合は、また距離的な面から午後4時半、16時半までに与論町は要請をしてくださいねと、ここに1時間の時差があるんですよ。すると1時間というのはかなり大きい時差なんですよ。ですから、こういうことを実際に一応鹿児島県のくらし保健医療課ですかね、その方々はこういう実態を認識しているのかなってのはなはだ疑問に感じるんですよ。ですから、少なくともその私どもの近くの沖縄には、それ相当の救急医療のシステムが整って

いるので、その家族あるいは患者が、私は沖縄にお願いしたいというその要望を病院側も消防署側も聞き入れていただくためには、この鹿児島県の実態を改正していかないと、病院側も消防機関もこれは要綱に反したことはできないと思いますので、この分を是非やはりそういう不利益性を見てきているので、このことを私は町長に町民福祉課長からも、この県議会の方々にもこの内容を理解していただきまして、この要綱をまず変えていただくと、補充していただくということと、今この1時間の時差は大きいですよと、そういうことをやはり前面に打ち出してやはり私も沖縄に行く理由というのは、こういうのがあるんだよということを前面に押し出していただいて、そういう選択肢をすっきりとできるようにしていただきたいと思いますが、まず町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。大変参考になりましたし、またその沖縄県と本県の差等については、またいろいろな県の関係者の方々とも協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それから、この従来鹿児島県内では、鹿児島市立病院が救急医療の第三次医療病院ということでランキングされていたのですが、それに続きまして鹿大附属病院もそれから大島病院も県内で3件目の救急医療センターとして機能されているようで、その大島にこれからは行かれるという事例も多々出てくるかと思うんですよ。患者の意向もありますので。沖縄よりも私は大島のほうに親戚もいるし、向こうに行きたいという場合もありますよ。ただ、付き添いの方々あるいは家族の方々のお見舞いとか、そういった交通的な経費を考えますと沖縄がやはり安いということはあるのですが、どうしてもそういう縁故関係もあるわけですので、大島病院のほうに行くこともあると思います。町長ですね。やはりこの大島病院のほうにもそして浦添のほうも、それから自衛隊のこの第15ヘリコプター部隊には、やはり折に付け町長でも総務企画課長でも副町長でもいいわけですので、手分けをしてでも、御挨拶方々表敬訪問をして、兼ねては本当にお世話になっていると。これだけの件数がドクターヘリ、あるいは防衛庁のお世話になっているので、ひとつの間は防衛庁の方々を接待していただいていたんですけど、やはりこういうことも大事だと思いますし、表敬訪問をしてお礼方々していただくということも、これもまた町長の仕事だと思いますので、どうですか町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） これはでも、何度か大島の町村長と一緒にやって行ったり、それからまた私たちだけで行ったりしたことがございますが、今後また大島病院の新

しくドクターヘリが開通したというふうなことを思いながら、今後またおっしゃるように親身に話ができるように、交友できるように今後表敬訪問もして話をしてみたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） やはりこの命の世界には、県境というのは起こらないと思いますので、各県各県でこの縄張り争いをする事自体はない問題だと思いますが、この沖縄のドクターヘリは与論、沖永良部、徳之島については、もう事務なんかで守備範囲だという認識を持って、決してこの与論、沖永良部、徳之島を排除するものではないとこれ明記されていますね。運航要綱の中に明記されていますし、僕はこれに対して遠慮する必要は全くないと思いますので、是非この問題をそしてこの患者の意向というのが十分に尊重されるように鹿児島県のほうに、そのところを理解していただくということが大事だと思います。

その次に、グループホーム、ケアホームのことですが、これまでは徳洲会グループの力、御配慮によりまして、建設、運営されて大変この町民、ひとえにその恩恵を享受しているところです。これらの施設の実現に至るまでは、うちの議会の野口議員はじめ、前町長、ほか多くの方々が、この設立に向けて大変頑張って来られたというのは私どもも見ていますし認識していますので、大変ありがたいことだなと思います。しかしやはり人気があるものですから、秀和苑と今のケアハウスのところの本当に希望が多くて、非常に待機者が多いというように聞いているんですよ。やはりその家族の方々の話を聞くと、やはり切実たるところがございまして、このアシュルワラビンチャを残して死ぬわけにはいかないよね。本当に親が先に死んでしまったらどうしようということをよく聞くのですが、そういう聞く場合にそういう患者も当人もですが、両親の方々のこの切実たる心境というのがございますので、この辺を大変厳しい状況であるでしようが、お願いするところにはお願いするしかないということですので、町長は足を延ばしていただいて、やはりこういったことがあるので何とかお願いできないかと、そういうことでお願いすることも必要だと思いますが。その前にどのくらいの待機規模なのか。先ほどお墓のアンケートの話もありましたが、この待機希望者がどのくらいの賦存量があるのかというのは、また担当課のほうでこの要請に行く前に調べておいて、どのくらいのそういった入居希望者があるんだということをまた調査する必要があると思いますが、町民福祉課長。

○議長（福地元一郎君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 御質問がございましたとおり、ちょっと向こうの職員の方に問い合わせた段階では、定員が10人の中に対して6、7人ほど現在待機が

あるということはお聞きしているんですが、もしかしたらもっとほかに希望があるかもしれません。そういった中で、その職員のおっしゃることについては、確かに今の状況では職員の確保であったり、資金面、借入金を返していつている状況なものですから、そういった面で今すぐとはちょっと難しいのではないかというお話だったんですが、またそういったことも含めて施設拡充について、その介護施設をどのように、介護施設も満室状態ではあるんですが、ほかの町村では介護事業所にも障害福祉サービスを提供する、いわば共生型サービスというのも始まっている模様ですので、そういったことも含めてまた介護施設がもし余裕があるのであれば、また障害者も受け入れてもらえないかということもまたお話をしながら、ちょっと報酬の違いとか事務的な面も問題もありはするんですが、最近法律改正とかいろいろあって共生型サービスも始まってきていますので、そういったことも含めて、できればまた介護施設にでも受け入れていただくようなことができないか、そういったのも検討していければなと思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） そこら辺も実態を調査した上で、また方向性も施設運営側と話をしたりお願いをしたりして、いい方向にいけるようにひとつそのようにお願いしていく必要があると思いますが。町長はその心構えだということですので、ひとつこの点を要請したいと思います。

その次に、3点目の堆肥センターのことですが、ほ場整備をしすぎてサンゴ礁露出面積が50%以下になったというのは、いいのか悪いのかちょっと初めて僕聞いたんですが、ということは今何%ぐらいしかないということですか、サンゴ礁。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 平成22年の2月1日現在で、林野率が32.6%になっています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ということは、この50%以下を超えたら、中山間地域総合整備事業は無理だという解釈ですかね。特例はあると思うんだけどね。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 特例については、まだ具体的に調査をしておりませんが、それに代わるいろいろな事業を今県のほうにもお願いをして、これだけの災害の中でどのようにしたら整備をしていいのか今検討をしているところです。特に当初、防災無線とか堆肥センター、加工センター、農道全てが中山間地域整備事業で導入されて、国庫補助でされていたんですが、今改修の時期に入りまして、やはりそれなりの補助事業がないと対応できないと思いますので、県のほうにも何とかお

願いをして、できたら国のほうにも、こういうことがあるよということをお願いに上がるべきではないかというふうに思っているところです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 山下産業振興課長は、役場に入ったとき農水省にも2カ年の出向をしたというもう本当に農政端の通ですので、これをまた山町長は本当に見込んで山下課長に頑張ってもらいたいということで、産業振興課に配属されたかと思うのですが。今ちょっとあったんですが、やはりその同じ補助事業で一旦しますよね。そうするとそれが例えば20年、30年とか耐用年数がある程度来ると、どうしてもそれをまたリニューアルする事業というのが、これ必ず付いているんですよ、大体ですね。もとあった機能をもうあとは知らないよでは国のほうもそのようになっていますので、やはりそれを話し合いを密にさせていただいて、この問題は与論町だけではないと思うんですよ。お隣の和泊も知名もそれから大島も必ずこの問題は出てくるということで、後ほど川村議員のほうからも堆肥センターのことについては質問があるようですが、やはりこの介在しているこの問題については、やはり農政端にはやはり与論通の方々もかなりおられます。そういうことで、力ある方々とまた相談して、知恵を教えてください、助けてくださいということでもひとつ要請をして、このどういう事業があるのかということをお願いしていくしかないと思うんですよ。やはり最小の経費と技術力というのは、これはもう町村の力ではどうも及ばないところ、県にお願いするしかないというところがありますので、そこら辺は県議の先生方とも一体となって、町長ひとつ大きなビジョンからまず書いていただいて、そしてどうしてもできないという末端の部分、基幹的な部分は県のほうにお願いして、末端の部分はどうしようもないというところは県との事業とか町との事業でやるしかないのですが、そういうことをお願いしたいなど。私、関連ですが、防除の問題もこれに関連してやはりイメージ的にビジョン的に持っていったほうがいいなと思うのですが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘のとおりでございます、今現在そのウプインジュの件につきましては、産業振興課の部分とそれから建設課の部分といろいろ相談をしながら、どういうふうに進めていけばいいかということで設計を試みたり、いろいろなことで取り組んでいって、また地主のところをお願いをしたりということで今取り組んでいるところですので、それもまた頑張ってもらいたいと思います。

なお、堆肥センターの件はおっしゃるとおり、本当に次々改善していかなくてはならないこともあったりするので、そういうところは今後検討してまいりたいと思います。できましたら、民間に委託できればいいなど、その時にはどんなことをす

れば委託できるかということも探ってまいりたいというふうに思っています。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それからこのウプインジュのことについてですが、これを準用河川に指定したらという話もちらほら出ていたようですが、準用河川に指定すると今は国交省になっているのですが、その管轄になりますと補助事業というのは3分の1以下しか補助事業はないんですよ、補助金はですね。決してこういうことを考えたら、農水省の事業でやることを念頭において、事業を進めていくのが地元にとっては有利であると。先ほどあったように用地交渉ですね。そこら辺も建設課と産業振興課と連携して、ひとつすぐそばに座っているのだから、酒も一緒に飲んだ仲だからひとつ2人で話し合って、しっかりやっていただきたいなと思います。すばらしいメンバーが3人揃っているではないですか、その農業委員会も含めてですね。建設課長が後ろのほうからちょっと出番をとということですので、どうぞよろしく、やる気を聞きたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） 御質問ありがとうございます。ただいまウプインジュの件に関しましては、産業振興課と一緒に一体となって今全体を見据えて、中期的、長期的、また短期的に見据えて今計画を立てているところですが、短期的に関しましては、どうしても今の現状のウプインジュというか信号機近くの冠水を対処するために、今与毛田橋というものがありますが、そこから先の河口側につきましては、民地の方の用地買収を含め、また与論島製糖のところの用地を含め、ちょっと今3メートルほどですが、これを8メートルほどに拡幅を計画しています。今年と来年度に応急的な措置をしまして、とりあえず今の冠水状況を打開しようということで計画しています。そしてまた中期的、長期的に関しましては、その上流部分につきまして、産業振興課と共に上流部について浸透池とか調整池、そういうふうな感じの事業ができないかということで、今模索しながら検討協議しながら現在進めていますので、今年と来年度で何とかとりあえずの冠水を一生懸命災害が少ないように一生懸命努力しているところですので、安心してください。ひとつよろしくをお願いします。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 逆に励まされました。安心しました。そういうことで、また財政のほうは総務企画課長のほうでひとつどうしても金がないと仕事ができないので、ひとつ御配慮をいただきたいと思います。

それでは、その次は貨物船のことについてですが、このことについては、前から私いろいろ与論病院の液体酸素の話とか、それから人工授精のときに使う液体窒素

に詰めて持ってくる精液ですね、こういった問題。あるいはまたアセチレンの問題、これがなかなか芳しくいかないというのがありまして、与論だけこれが取り残されている状況なんですよね、奄美群島でですね。例えば液体酸素にしても、与論以外のところは共同組というところが、共同組海運がタンクローリーを持ってタンクローリーで病院に液体酸素を充填してもらっているという状況で非常にコスト的に低い状況で済んでいるのですが、与論だけは今定期船にもいろいろなややこしい手続きをして、液体酸素の本数も制限されながら工業用の酸素も使いながら、今与論病院を運営していますよね。行ってみたらわかりますが、黒いタンクがあるのはあれはもう工業用酸素ですね。それから銀色のステンレスカラーにしているのが液体窒素、に入っている液体化した酸素なんです、そういう搬送体制も非常に不利益があるということでございまして、いっぱい不利益なことばかりまだまだあるのですが、幸いにいたしましてJAが今、月に300トン以上の濃厚飼料というのと粗飼料というのと、粗飼料というのは草ですが、濃厚飼料というのは、フレークとかそういう大豆とかそういった飼料をあわせて300トン以上あるんですよ。そうするとこの貨物というのが最低限の積載量というのは80トンは確保していただきたいというのが、運航の1航海当たりですね、希望ですが。この濃厚飼料と粗飼料につきましては、大体12フィートコンテナですね、12フィートというのはこれに0.3掛けますから、3メートル60センチぐらいのコンテナなんです。これを80トン割る4トンあるいは5トンですと20個もあれば十分にあればできるんですが、そこら辺のことも含めて今回のことは総務企画課長が書いてあるとおりですので、ひとつJAと話をさせていただいて、なるべくこれが効率的にできるようにひとつ要望したいと思いますが、今、大体聞いてみますと、毎週火曜日から水曜日ぐらいに畜産農家の方々が江ヶ島に行かれますよね。江ヶ島から牛の飼養所に自分のところに軽トラとかで積んで畜舎のほうに向かいますが、本当に昔は田畑博徳さんもいれますけど、昔はさとうきびのこの梢頭部を取るのが、こう取る人が多かったですよね、ところがそういう人は今全然いないですよ。大体江ヶ島に草を買いに行くという感じが今大体のパターン。この牛の値段がまた上がってきていることもこの要因ですが、やはり肉体的にもこれは買ったほうが良いということもありますので、このJAの牛の粗飼料関係をJAが私なんかこの危険物の輸送もあわせて与論町全体がよくなるようにやりたいということですので、ひとつここはこういう物量がないとできないですので、これをひとつ要請したいと思いますが。

そのコンテナの話ですが、コンテナがやはりこの30台か40台ということですが、この新品は60万円から70万円ぐらいするんですよ、この12フィートで。なぜ12フィートにこだわるかという、12フィートのコンテナと

いうのは幅が3メートル60センチ、あとは高さ、奥行き2メートルぐらいあるんですが、両サイドと全面とか両方開くもんだから、この一気に荷さばきができるということで、この12フィートが一番望ましいということなんですが、これは例えばJRが使ったのをリサイクルしているんですが、この中古品は25万円ぐらいで取れるらしい。だけど事業を取る場合にこの中古品を取るという表現は、非常に補助金としてはそこを考えるんですよね。ですけど、今この資源循環型地域社会の構築という構築推進法という法律がありまして、なるべくこの再利用を図ると、なるべくその限られた有資源のものはリサイクルをするというのが法律の趣旨ですので、中古品という表現をしたらだめです。リサイクル品を有効に活用したいということで、県のほうにもこの事業を例えば鹿児島県の地域振興事業とかをお願いする場合は、リサイクル製品を使いたいということでひとつその表現がいいんじゃないかなと思います。総務企画課長どうですかね。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 輸送コンテナにつきましては、やはりいろいろ調整した中では40本ぐらいは必要であるということでいろいろ協議をしていますが、1本あたりその12フィートが26万5000円、中古の場合、それで40本しますと1200万円ほど。もしその新品で補助事業として新品でなければならぬといった場合は、80万円から100万円というふうにお伺いして、かなり100万円だと4000万円ということで高額になるのですが、そういうリサイクル品だということ、また購入ができるのであれば、そこをちょっと攻めながら進めてまいりたいと思います。

もう一つ、この問題につきましては、輸送コンテナの問題ももちろんあるんですが、定期船からそういった濃厚飼料だとかそういうのを移した場合に、そういったコストがはっきりしない面がありまして、農協からも直接行かれて相談されたようですが、代理店の費用だとかいろいろなものが出せないということで、それからまた沖永良部のほうでも、定期船だけではなく貨物船だけを取り扱っている運輸会社のほうにもお伺いして、いろいろ聞いてきましたが、やはり与論町だけではなくて、ほかの市町村の代理店の協議会もあって、運行期間が長くなったり、朝の市場の時間帯があったり、いろいろなものが課題としてあるのかなというふうに考えていますが、与論町も取り残されたのではないですので、そこはまた今後どういったことができるか不利な状況にならないように、与論町で私たちもそういったことで取り組んでまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それと、そのなぜコンテナかということですが、牛の飼料をな

るべく濡れない状態で農家に届けなければならないということが1つと、今会社が2つあるんですよね、鹿児島荷役という会社と共同組海運があるんですが、鹿児島荷役の場合は隆山丸といったの緑色の船が来ているんですが、あの船はフォークリフトがいない船なんです。要するに昔でいうダンブルですね、船倉、船の倉ですね、そこにパレット、H鋼を敷いてそこにまたパレットを乗せて、農協のキビの肥料と化学肥料とかはそれで来るんですよね。ですが、それではコンテナの搬出とかはコンテナはそのフォークリフトで積み荷ができるという、それが一番早いので、やはりその共同組の今の船が一番いいなということですが、RORO船というのですけどね。こういった船を定期的に就航させるためには、この沖永良部は1週間に3回来ていますからね、2日おきに来ているんですよ。沖永良部はね。与論には1か月に1回も来ていないという、これは大変な不具合になっていきますので、これは積もり積もっていけば非常に町にとっても厳しい世の中になってくるかと思っておりますので、いろいろなテクニックを使いながら知恵を出しながら、工夫をしてやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に、最後になりますが、認知症や障害者等に対する成年後見人制度の現状と課題についてですが、この制度は従来民法の中に定められておりましたのですが、これを成年後見人制度促進法が新しくできまして、これによってこの市町村長の申請でもこれができるというように法が改正されていますが、この後見人のほかにも補助人、保佐人という重度の場合が後見人になるのですので、当該者のまわり四親等以内の親族に代わって市町村長が家庭裁判所に申請できるという従来民法の中の制度を補完することで法律が制定されています。例えば、聞いたことあるんですが、四親等以内の適当な親族がない場合、四親等親族が音信不通や申し立ての拒否をしている場合、いやいやそういうことはできないというとかあるいは虐待、今よくメディアでも出ているんですが、この介護に疲れてとか本当に認知症になっている人を虐待するという例が、やはり聞くんですよ。そういう場合も、この後見人制度を活用して、後見人を見立てていただくということ。そしてこの人にまたその人の例えば年金あるいは財産のほかにその報酬を、後見人の方々にお支払いするということになるのですが、一番分かりやすいのが例えば役場が道をつくるんですが、この家族の中に1人、その古い言葉では禁治産者という言葉今はもう使っていないですが、あるいは準禁治産者というのがあったんですが、こういう方々がいらっしゃれば、これ登記は絶対にできないんですよ。まず登記はできない。例えば自分の親だからといって、自分がこの親の印鑑を借りて、この印鑑を押したりなんかしたらこれは大変な犯罪になるんですね。ですから、その認知症の激しい方々をやはりそういう制度をしてその後見人の方を立てて、その方の同意のもとに財産処

分をするということなんですよ。ですから、これは全く役場に関係ないということではないのです。だから土地を買う場合ももうこの家族の中に、例えば父親、お母さんが精神病院に入ってらっしゃる、とかそういう場合もあるのはあるんですよ。そうするとそういう方々の分は、例えば子供が代わりにがん登録手帳をつくったりとか、こういうことをされたらそれはもう大変な犯罪になっちゃうと。また司法書士もそれはもう絶対やらない。まだ合理的に法に合うように連絡はしていかなくちやいけないので、この課題というかこの事例はこれからやはり出てくると僕はそういうふうに思いますので、この辺も先ほど答弁の中で細かく出しておられたんですが、十分検討していただいて、こういったのを見て見ぬふり、避けて通るのではなくて、やはり合理的に合法的にやっていかなくてはいけないということですので、御理解をしていただきたいと思います。それで、これからは高齢化あるいは認知症も私も含めてですが、みんな進んでいくわけですので、昨今こうして高齢者の交通事故も非常に多くなってきているのですが、こういう財産の管理の問題が非常にこれからは多くなってくるんですよ。それぞれの家族がその代理でやるというのも、これもなかなか法に触れる場合もございますが、やはりこの福祉事務所とかこの自治体がこういうところを気配り配慮をしていただいて、合理的にできるようにひとつ、これも今後の行動、福祉、社会的な課題ですので真摯に取り組んでいく必要があると。最後に町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、町民一人一人が本当に暮らしが安定してできるということは、まず町の大事な役目です。これは、高齢者であろうが幼児であろうが、老若男女あるいは病を持っていようがいまいが、非常にこう変わらないことをごさいますして、その認知症の方々の家族の中でのいろいろな対応については、できるだけ情報を集めていって、地域の公民館長やあるいはいろいろなケアをする方々と情報交換をしながら深めてまいりたいと思います。できるだけ人々がみんなと一緒に幸せに暮らしていけるように、また財産のことにしても、みんな協議してできるようにあるいは法的にも間違いのないようにしてまいりたいというふうに思いますので、ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 時間は早いですが、以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、4番、林敏治君の発言を許します。

4番。

○4番（林 敏治君） 令和元年第2回定例会の一般質問をいたします。

1 水産業の振興対策について

(1) 水産業を持続的産業として発展させるため、6次産業化に向けた具体的な戦略策定、販路調査、島内人材育成、供給システム等を構築し、離島漁業再生支援交付金事業を活用して、魚介類の種苗放流や藻場造成を行い水産資源の保全を図りながら養殖など新しい事業に取り組む考えはないか。

2 魅力ある観光地づくりについて

(1) 本町が魅力ある観光地であるためには、計画的な観光拠点施設等の整備や、旅行客を温かく迎え入れるため、行政や観光関連業者が中心となってアロハシャツやかりゆしウェアなどを着用し、統一感のある受入態勢の強化を行い、南国特有のイメージアップを図る必要があると痛感するが、今後、積極的に推進していく考えはないか。

3 スポーツ振興対策について

(1) 与論町スポーツアイランドを確立するため、スポーツ合宿やキャンプ誘致活動を始め、豊かな環境資源をいかしたニュースポーツの導入やトライアスロン大会など新たなイベントを開催し、町民の健康増進や体力向上にも効果があるスポーツを親しむ環境づくりに取り組む考えはないか。

以上お伺いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、水産業の振興対策についてお答え申し上げます。

離島漁業再生支援交付金事業は、本土の漁業と比べ販売・生産面で不利性を有する離島における漁業の再生を図るための漁場保全と実践的な取り組みを支援する交付金制度で、本町においては、販路調査や人的育成、藻場・サンゴ礁の造成、種苗放流などの取り組みに活用されています。

具体的な取り組みとしては、規格外品や売れ残ったシビやソデイカ、養殖したモズクなどを加工し販売しています。販路については、これまでに交付金事業を活用して調査を行い、取引先を確保してまいりました。また、島内外で開催される各種研修会や物産展にも参加し、販売方法や商品の取り扱い等を学ぶことで人材育成を努めてまいりました。こうした6次産業化の推進に向けた活動が順調に取り組まれている一方、天候不良による漁獲不振が安定生産の課題となっています。

種苗放流につきましては、これまでにシラヒゲウニやスジアラ、夜光貝等の放流を実施してきました。シラヒゲウニについては、乱獲や磯焼けにより定着するに至っていない状況にあります。

養殖については、スーナの陸上養殖とカキの養殖に取り組み始めているところで

す。本試験事業を継続するために必要な養殖業に従事する人材の確保や漁業権の設定等の課題を解決する必要があります。

これまでの活動について御説明させていただいたところですが、実践と継続あつての成果ですので、現在の取り組みを基軸として、新たな模索を漁協や漁業者の意見を取り入れながら協議してまいりたいと考えます。

次に、服装などを統一感のある受入態勢を強化する必要をどう思うかということについてです。

以前、役場内においてかりゆしウェアや役場用のカッターシャツなどを募集し統一感のある職場づくりを計画しましたが、各課によって業務内容が異なることもあり定着しませんでした。

また、観光関連の会合等においても同様の意見が上がるものの、観光関連業者の中でも意見が分かれており、意思統一がされていない現状です。

他の自治体では、行政機関等でかりゆしウェア等の着用が推進されている事例もあることから、今後も関係者等の意見を取り入れながら検討を進めてまいりたいと思っています。

以上です

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、スポーツ振興対策についてお答えいたします。

本町は、多目的運動広場の施設を核とする既存の施設や自然環境資源を活かした「与論スポーツアイランド」の確立を目指しています。

現在、鹿児島・沖縄・奄美群島を中心に青少年向けスポーツ大会の開催やスポーツ合宿の誘致活動を行っており、7月にはスポーツ合宿の予定も入っています。

また、前年度に町民の健康増進や体力向上を目的にプロのスポーツトレーナーを招へいし、町内に約20人のスポーツトレーナーの養成を行い、多くの町民にストレッチ等の指導ができる体制を整えています。

ニュースポーツの導入やトライアスロン大会の導入については、今後、商工会や観光協会、スポーツクラブ等と連携を図りながら、海洋スポーツも視野に入れて検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 水産業の振興対策については、現在、漁業を取り巻く環境は、水産資源の減少、高船齢化による修理費の増大、就業者の減少、担い手不足の問題に加え、地球温暖化の影響で海水温が上昇し、魚種の変化、漁場の移動の変化などを起こしています。現在大型船は北は喜界島、そして南は南大東島あたりまで行かなければ、これはなかなか釣れないということです。そういうことで、大型船から

中型船に切り替えている方々がいらっしゃいます。そこで、その中型船の強化を図らなければいけないということもありまして、ここでお伺いしています離島漁業再生支援交付金の事業を活用して、魚介類の種苗の放流、そしてその藻場造成を行っていくということで、私からお願いをし提案をしているのですが、この答弁書を見ると、もう既にされているということは私も知っていますが、全然継続されていないということです。そういうことで是非、この中型船、小型船の方々に対するやはり努力といえますか、こういったすばらしい事業を活用して、これからリーフの傍とかそういったところにこの放流をしていただきたい。ここにあるのですが、夜光貝とかアラ、アワビそれからイシガキダイ、ニーバイなどその水深20メートル30メートルぐらいのところに生息するような住みつくようなものを放流するというのを、是非継続的にやっていただきたいという強い要望です。それから、貝類については、夜光貝、アワビ、トコブシ、ハマグリ、アサリ、こういったのを放流することが私は一番この与論の資源にあったものだと考えています。それから海藻につきましては、モズク、スーナ、ビュウ、こういった昔あった誰もがいろいろとイザリとかよくやったようですが、そういうのも復活して是非やっていただきたいという私の強い願いです。

それについて、どう思われますか。課長。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ありがとうございます。今、林議員のほうからたくさんの方の提案が出されたのですが、これまでにいろいろな形で漁協のほうでも取り組んでまいったところですが、なかなかそれが成果が上がっていない。いろいろな条件も含めてですが、先般野口環境経済建設委員長と共に行政と漁協とそれから議会の方々にいろいろ打ち合わせとか話し合いをいたしました。このことについては何が原因なのかいろいろありましたが、これから先具体的に詰めながらまたいい方向に進めていければというふうに思います。大変難しいような状況ですが、やはり町の資源としてはたくさん種類があって、加工、いろいろな販売ができる可能性はいっぱいあると思います。関係機関、水産試験場、それから県の水産学部ですかね、それとも連携をしながらこういうことで事業展開してまいりたいということも、常に熱心に働きかけていい方向に進めていければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 今まで取り組んできたことが、実際に実績が上がり、それがまた与論町水産の発展につながっているかといえば、なかなかつながっていないと私はそう思っています。それでやはり人材育成を是非やっていただきたい。やはり研

究をする方々、研究員や大学の教授などを呼んでいただいて、専門家を呼んでやらなければ、私は全くこの水産業はつぶれてしまうのではないかというふうには私は考えているんですよ。それで是非そういったことも考えていただきたい、又は要請していただきたいと思います。

それから、先ほど課長のほうからありましたように、漁協とのまた意見交換会もしましたが、その中でその加工事業についてはどうしても実績が上がらず大変なことになっているということで、この加工事業については相当力を入れていかなければいけないと思っています。というのは、この前年度だったかな、乾燥機やその急速液体冷凍機など入れていますよね。それがフルに発揮されていないと私は思っています。わざわざ向こうからの要望書で、補助事業を入れてそれがなかなか発揮されていないということです。こういった加工の体制の整備をやはりやらないと将来私はこの加工はマイナスになると思うんですよ。そういったこともひとつ頭に入れていただいて。そのやはり人材育成、やはりそのそういった専門分野の方を呼んである程度勉強会もし研修もする必要があるとそう思っています。副町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 全く同感です。この漁業の振興については、やはり我々は学ぶべきは北からいろいろな事例を学んでいいと思うのですが、南の魚を北に販売すること自体がまず難しいところがあります。そういったことで、一番近い大都市といえば沖縄の那覇を控えていますので、そちらをターゲットとしたような商品の開発、あるいは島から直接もちろん鹿児島島のほう、奄美のほうに送って、高値で売れる魚というのもたくさんあると思うのですが、やはり一番鮮度を保ってそれで勝負をしていくという意味であれば、一番近い奄美とか沖縄へどうかというのを視野に入れながらやるべきではないか。また、幸い沖縄には約1000万人ともいわれているお客様も来られていますので、絶対的な量というのも沖縄のほうで足りないというのもお聞きをしていますので、向こうのほうの漁協、これは県を越えてどこまで共同でできるかという問題もたくさんあると思うのですが、やはり琉球大学あるいはそれなりの専門の方々、また魚を獲る漁法についても、昔、与論は糸満のほうとかいろいろ勉強もして、今の漁業の方々がおられるんですが、やはり沖縄の方々が今こういった漁法をされているかというのも研修をしながら、やはりそこにいる魚というのは大体似たような種類ですので、その捕獲についても今後学んでいく必要がある。一番のネックは販路の確保だというふうに思っています。ですから、その販路をいかにして我々が求めていくか、ここ3年ぐらい前から、沖縄のある大手のスーパーといろいろお願いをしまして、そういった商品の特産品の紹介もさせて

いただいているんですが、徐々にそういった芽も出てきているのではないかと
ふうに思っていますので、漁協の皆さん方をもっともっと激励をしながら何とか島
の特産品を確保して、売り上げに、儲かる漁業につながっていけるような体制が取
ればというふうに思います。よろしく願いをいたします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 特にこの加工事業につきましては、特産品につながるんです
ね。やはり与論の特産品というのがどこにもないようなやはり特産品をつくって
いくというのが一番大事ではないかと思って、その確保にはやはり力を入れなければ
いけないと思います。

それから、養殖事業というのを私はこれは必ず将来必要ではないかと思
います。沖縄から指導員の方々が見えまして、海ぶどうを養殖したらどうかと。しかも
これは台風には影響はなく陸でできると。しかしながら、いろいろとそういった経済
的に非常に高くついてなかなかできないということもありました。そういったことも
何が養殖できるのか、また何が一番いいのか。そういうのもいろいろと勉強し、そ
して研究する必要があると思います。ある人から言わせると、トコブシですかね、
岩にくっついているやつなんです、それは台風に余り影響がないというように言
われて、それをしたらどうかとかですね。それから、やはり夜光貝が一番大事では
ないかと思
います。夜光貝のほうは必ずこれはもう大丈夫だと思っています。ただ、10センチ
以下ぐらいは獲らないようにというある程度の監視が必要ではないかと、放流事業
については、監視が一番必要だと思っています。そういうことも含めて、ある程度
養殖事業もやって推進していただきたい。

私たち委員会は、車エビ養殖の所管事務調査をしてまいりました。そこでいろ
ろと研修した結果、やはり車エビというのはウイルスが発生するものですから、な
かなか水質管理が難しいというのがありました。ところが、また与論に帰ってきて
いろいろ聞くと、奄美大島で車エビの養殖をした方が帰って来ているんですね、専
門の方が。そういった方の意見も聞きながら、何とか養殖事業ができないかなとこ
う考えています。そういうことでひとつ何とかしないといけないなと思っているん
ですが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今の養殖に関しては、今実験段階というんでしょうか、そのシ
ラヒゲウニにしてもスーナにしても今種を育てるという感じのことを漁協の中の陸
上の水槽でやっていらっしゃるんですが、シラヒゲウニが500個ぐらい今育てて
いるところですが、これを本当に与論の海に放した場合に、どれだけの効果がある
かといった話で、そのトコブシについてもシラヒゲウニについてもすぐ稚貝をとっ

てしまうという、やはりその付近の規制をきちんとしておく必要があるのではないかなと思いますし、それからカキのほうもやたら台風でやられて、また4月からもう一回始めるというような話でしたが、とにかくまず種を育ててまいりたいというふうなことで取り組んでいるようです。それから大島郡的には、鹿児島島の試験場で育てるよりも、種を奄美で育てられないかというようなことで、今全群的にそういう議論をしているところでございまして、与論の漁協と話をしたら、与論は是非夜光貝を育てる、取り組みたいというふうなのが最もあるようですので、そういうふうなことも含めながら、今後本当に育てる漁業というふうなところに力を入れていければいいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ありがとうございます。そういうことでひとつ養殖事業につきましても、私のほうから要望しておきます。

それと漁協についてですが、漁協の経営を見ますと、やはりまだまだ赤字が出ているということですが、できればもちろん加工品が一番問題であるというふうに聞いていますが、ただ私が思うには、あらゆる組合員から聞くと、あの漁協の2階は何になっているかということなんですね。あそこは年に1回しか会議でしか利用していない。あそこを何とか利用して沖縄の公設市場みたいに、大衆食堂をしたらどうかという意見が出ているんですよ。その組合員から。そういったことも視野に入れて、何か漁協の方々とまたいろいろと相談したり、またいろいろな会合をしたり、やはり前に進めていくということが私は大事であると思いますので、是非ひとつ、今後また皆さんの御理解をいただいて取り組んでいただきたいと思います。

次に、魅力ある観光地づくりということですが、この計画的な観光拠点施設等の整備というふうに私は質疑しているのですが、現在どこを整備して、これからまたどこどこを整備するという計画はあるかないか、商工観光課長、ひとつお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 後から出てくると思いますが、大金久遊歩道の整備とビドウの遊歩道の整備を継続的に続けていければというふうに考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 遊歩道だけですか、その整備は。もっとほかに計画はありませんか。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 遊歩道もありますが、与論駅の周辺整備等とか考えているところです。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） すみません、あとからまた町議員がまた詳しくスポット整備のところは質疑があると思いますが、私はただ前回も質疑したんですが、皆田の海岸、皆田離、あそこの公園整備を是非お願いしたいということで、前回の課長にお願いしてあるんですが、そういった計画はないんでしょうか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 後でまた質問があるようですが、一応その整備はしてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 看板設置やいろいろとそういった整備をしていただきたいと私から強く要望します。

それと、この観光業の魅力というか観光地としてあるためには、やはり外から見た与論の形というのが一番大事ではないかと思えます。それで、観光協会の方々からいろいろと言われて、私はこの質問をしたんですが、アロハシャツですね、かりゆしウェア。これを是非統一感のあるさわやかなイメージでやってくれないかとそういったのを何とかして推進してくれないかということで、私は質問をしたのですが、ちょっとだけ私がいろいろと聞いた話をここで話をしたいと思えます。

来年、鹿児島で行われる国体での旅行客入り込み数の増加が見込まれ、また東京オリンピックの開催に伴い、本町はアンティグア・バーブーダ国のホストタウンが決まり、外国人を含めて更なる観光旅行客の入り込み増加が期待されます。観光地として全国屈指の沖縄県では、観光客を温かく迎え入れるために、一般企業や行政を含め県内全域でかりゆしウェアの着用が推進されています。沖縄を訪れるとまさにかりゆしウェアの着用が定着しており、南国のさわやかなイメージと統一感があり、観光地としての先進地、意識の高さを感じることができます。このような取り組みは沖縄県だけではなく、宮崎県日向市や鹿児島県指宿市などでも、温暖なイメージとして観光を盛り上げようとアロハシャツの着用に取り組んでいる自治体も見られます。ということで、本町においてもアロハシャツの着用を行政や観光業者を筆頭に全町民に推進していくことが、旅行客にトロピカルでさわやかなイメージを持ってもらえるのではないのでしょうかということです。この多様な観光旅行客が見込まれるこの千載一遇の絶好のチャンスに、町を挙げてアロハシャツ着用で旅行客を迎えることは、海や癒やしを求める旅行客に温暖なさわやかなイメージと、

といむち精神の島んちゅの印象をさらに強く残すことができ、リピーターの増加と島内における経済の回復につながるものと考えます。というふうにいるらと考えていらっしゃる方もいっぱいいらっしゃいます。

そこで私は来年新庁舎ができますね。そうしたときにやはり心機一転、このかりゆしウェアあるいはアロハシャツを着用していただいて、なんか心機一転、新しい庁舎に皆さんが座られたときに、私はすばらしいなと思いますね。というのは、和泊町の庁舎を私も見学したんですよ、職員の方々を見たんですが。さわやかですね、もうアロハシャツか何か知りませんが着ているんですよ。そういったことも兼ねて私はこの質問をしたのですが、町長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） かりゆしウェアとか役場で南国らしい雰囲気を観光地としての雰囲気をつくるというようなことも大事だと思いますが、何か前そういう話も出て、庁内で課内で話をしたら、その窓口とかできるところとまた外でいろいろな仕事、作業というところがあったりして、なかなか統一は難しかったという話をお聞きしましてこういうふうな答弁になったと思いますが、その辺の詳しいことを知っている人は、お願いします。誰か。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 昭和50年代ぐらいに、役場のユニフォームを考えようということで、当時の互助会の会長の提案でユニフォームを要するに上のシャツをつくった経緯があります。しかし、なかなかそれがまたあまりにもとんだユニフォームで、議会のほうでも着てもらえなかったというのがあったようです。やはり今こうアロハシャツとかかりゆしウェアとかありますが、沖縄でなんであれだけ普及したのかというのを考えていくと、また逆に地場産業だからあれだけ推していったんではないかというふうにも思います。仮に奄美で今大島紬、実際に各会合に行きましても、紬のネクタイをしている議会の議員の皆さんも役場職員もほとんどおりません。ただ、龍郷町だけは一生懸命龍郷柄というのを織りながら一生懸命していますが、要は林議員が言われているこのユニフォームをつくることによって、その職場の意識をまとめていくということについては、非常にいいやり方、いい方法ではありますので、新しい庁舎のオープンに向かっては役場の職員組合の役員の方の皆さんとも今後協議を進めて、窓口らしい事務職は事務職のそういったやり方というのを進めてまいりたいとは考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 私は、役場職員が全部が全部それを着なさいということではな

くて、できればその三役の皆さんとか、それから町民の窓口、それから観光関連している観光協会、商工観光課あたりがやはり宣伝するというか、そういったイメージを各課ごとに考えればこれはいいのですから、そういったことをやったほうが私はいいと思います。そういうことで是非検討をされてください。

それから、3点目のスポーツ振興対策について。県は来年の鹿児島国体の炬火リレーを与論から西之表市まで離島コースも視野に入れているというふうに聞いていますが、その与論から出発するということは今現在どうなっているのでしょうか。今の状況を教えてください。課長。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） お答えします。先月、沖永良部のほうで国体の炬火リレーについての説明会があったんですが、現在鹿児島県のほうでは、来年8月11日が与論になるかと思うのですが、3カ所3コースからスタートするという事になっておりまして、1カ所目が薩摩コースの最南端の指宿市、2カ所目が大隅コースの最北端伊佐市、3カ所目が離島コースの最南端与論町というふうになっています。10日に鹿児島の県庁のほうで火を起こしまして、10日か11日に与論に来まして11日からスタートということになっています。それから、さっきの計画は一応あるんですが、まだ確定というのではなくて、日程とか距離、町内では例えばおおむね1団体、1リレーが14人で15区間、1区間が400メートルというふうな感じで計画はされています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） こういうことをやはり子供たちにもやる気を見い出していくというか、子供たちの教育にもつながると思いますので、是非、その炬火リレーをするその選出する方々、これも決まっているんですか。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） これからどのような方を中心に、この委員会をもってチームをつくっていくかというのをこれから教育委員会の中で決めて、町にも諮ってこれから進めていこうと思っています。まだ決まっておりません。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 是非、子供たちも取り入れ、あと高齢者も、子供から高齢者までやはり選定していただいて、みんなで協力して東京オリンピックを盛り上げていくということが私は大事だと思います。

それと、東京オリンピックに行く方々というか、応援しに行く方々も与論から何人か行かれるというふうに聞いているんですが、いかがですか、そういう方々も選定されていますか。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） 東京オリンピックに関しましては、今のところは聖火リレーの話だけがまだ来ているんですが、聖火ランナーの募集だけは来週の週報に乗せたいと思います。与論町は走るコースには入っておりませんので、奄美大島の中では奄美市だけが対象になっています。ただ、こちらから手を挙げて募集に応募はできることにはなっていますが、ただ、1人自己負担ということで与論町からは1人ということに決まっています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） もう既に募集も終わっているようですので、1人だけは行かれます。町長が行かれるのではないかと。そういうことでひとつよろしく願います。

それから、ニュースポーツについてちょっとお聞きしたいんですが、以前は集落の方々から選出して、集落到下ろして行って新しいスポーツを指導していくというのが、これがニュースポーツのひとつの指導でありましたが、現在のニュースポーツについてはどうなっていますか。

○議長（福地元一郎君） 朝岡生涯学習課長

○教育委員会生涯学習課長（朝岡芳正君） ただいま答弁にもありましたように、今スポーツ推進員の方を中心に町内全域に募集しまして、約20人ほど。例えばストレッチとか筋トレとかそういう方面のトレーナーとして活動できる方を去年、今年免許の資格を取ってもらいまして、その方が指導する形になっていますが、今ニュースポーツとしては、与論町は一番今我々が教育委員会で見ているのが、グラウンドゴルフがちゃんとした形ができていますので、来年度あたり代表の方をお願いして地区の大会の誘致等をしたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） グラウンドゴルフはニュースポーツではないとは思っているんですが、それも取り入れて頑張っていただきたい。

それからトライアスロンについてなんですが、これについては新しい競技ということなんですが、これはなぜ私が質問するかというと、与論に愛好者が20人ぐらいいらっしゃる。その方々が是非ともこのトライアスロンをやっていただきたい。この自然豊かな海を満喫しながら、マラソンコースを走り、そして県道を走ると。自転車に乗ったりマラソンをしたり、そういうことも是非やっていただきたいという、そういう要望があって私は出したいんです。それで是非今後こういったマラソンだけではなくて、こういったトライアスロンを徳之島のようにやっていただければ、大変私はありがたいと思いますが、いかがですかね、教育長。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） トライアスロンについては、運営上費用においてかなり厳しい状況があるように聞いています。当然これに回答したように、では最初から入れませんかということではないんですが、もちろん視野に入れて本当に競技運営そういうものが十分安全で実行できるか、やはり先進地に学びながら考えてまいりたいと思います。今与論でマラソン大会があって、その運営も今結構1年に1回であってもかなり長期的で頑張った形でやっています。同じメンバーがこの大きな大会を引っ張れるかということも非常に課題が大きいので、少し今のところは負荷が大きいと考えていますが、今後また検討してまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 是非、できれば前向きに検討していただきたいと思います。それでもう最後になりましたが、6月15日の新聞を私見ていたら、ちょっとすばらしいことがありましたので御報告します。

これは与論町のB&G海洋センターのことなんですが、艇庫の部と温水・加温プールの部でそれぞれ全国の4位と5位になったと。さらに、学習と体験活動による子育て支援事業も全国5位となったということでありましたので、私はこれを見て本当に教育委員会の皆さんも頑張っていらっしゃるなと思って、大変敬意を表しているところですが、これはもちろんB&Gの職員の方々も頑張っていらっしゃるということですが、できればこういったプール活動あるいは海洋センターの新しいいろいろな事業を今後とも積極的に取り入れながら、この魅力ある与論のスポーツアイランドを形成していただきたいなと思って、最後に要望して私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 4番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後は1時30分から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時25分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6番、町俊策君の発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 6番、質問をさせていただきます。

1 観光スポットの整備について

(1) 皆田海岸に建立されている山口誓子の句碑と皆田離をバックに観光客が

記念撮影できるよう、句碑周辺を整備する考えはないか。

- (2) 船倉海岸にアジニッチェーにまつわる漁や浜ヤドゥイに関する物語の看板等を設置するなど英雄の聖地として整備する考えはないか。また、船倉トイレへの近道の整備と誘導看板を設置する考えはないか。
- (3) 大金久保安林内の遊歩道の整備状況はどうなっているか。また、遊歩道内の誘導看板並びに簡易休憩所を設置する考えはないか。
- (4) 与論城跡にある山口誓子の句碑の建立場所からの眺めは、句碑の内容と一致していないと思われるが、建立場所についてどのように認識しているか。
- (5) 供利港待合所前の旧案内看板を活用し、ビドウ遊歩道への案内看板を設置する考えはないか。また、与論駅から西への遊歩道整備は、修学旅行の誘客場所として有効であると思われるので、早期の整備完成が必要であると考えるが、進捗状況と今後の整備計画はどうなっているか。

2 海産物養殖の積極的な取組について

- (1) 外海離島である本町の漁業において、天候の影響による漁船の稼働率の低下は免れないところであるが、観光客が求める海産物の「食」への期待は大であり、この期待に十分応えられていないのが現状である。水産業や観光業の発展のためには、小規模多品種（魚類、貝類、海藻類）の陸上養殖を模索し、開発振興することが急務であり、漁業者、行政、大学（水産学部）が連携して早急に取り組む必要があると痛感するが、町長はどのように考えているか。

以上について質問いたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えします。まず最初に皆田海岸の句碑の周辺整備についてです。

皆田海岸は、グラスボートやマリンスポーツの拠点の1つとなっており、皆田離れを望む絶景は、多くの観光客をひきつける町内屈指の観光スポットとなっています。

山口誓子の句碑については、現在は樹木等の陰になっていることから、記念撮影等ができるスポットとなるよう、自然環境に配慮しつつ地元集落の方々と相談しながら整備を検討してまいります。

次に、船倉海岸の整備についてです。

船倉海岸の北端に位置する英雄アジニッチェーの浜ヤドゥイ跡は、按司根津栄神社及び関係者の皆様による適切な管理がなされているものと認識しています。付近

の岩場からは沖合の百合ヶ浜やリーフが望め、地域住民のみならず多くの観光客も美しい景観に癒やされていることと考えます。

看板等の設置につきましては、本地区が保安林区域に指定されていることから県と協議を行うとともに、按司根津栄神社、関係者と連携して進めてまいります。

また、船倉トイレへの近道の整備は、大金久遊歩道整備にあわせて進めてまいります。

次に、大金久保安林内の遊歩道の整備状況についてです。

大金久遊歩道の整備につきましては、奄振交付金を活用した奄美群島成長戦略推進交付金事業として実施し、「クズレ橋」から船倉海岸までの区間を平成30年度から3年間かけて整備する計画となっています。現在、平成30年度工事分の300メートルが舗装済となっており、順次改修工事を進めてまいります。

また、遊歩道内の誘導看板及び簡易休憩所の設置につきましても、この大金久遊歩道が奄美トレイルのコースとなっていることもあり、多くの利用者が見込まれることから遊歩道整備と並行して設置を進めてまいります。

次に、5番目の案内板の件です。ビドウ遊歩道への案内板それから遊歩道の整備についてで、整備完成が必要だと思われるが進捗状況はどうなっているかということです。

現在、供利港待合所正面入り口に奄美群島トレイルコース看板が設置されており、その中でビドウ遊歩道の案内を行っています。これに加えて、本年度は地域振興推進事業を活用し与論空港待合所及び供利港待合所にビドウ遊歩道を含めた空港から港間周辺スポットの案内看板を設置し、「愛の鐘」や「ヨロン駅」等の人気のフォトスポットや植生、見どころ等を紹介しビドウ遊歩道一帯の利用促進を図りたいと考えています。

また、与論駅から西側への遊歩道整備は鹿児島県の「魅力ある観光地づくり」事業で整備されており、今年度は「与論駅」から「愛の鐘」間の遊歩道整備を行う予定です。次年度以降も県と協議し、利用者の利便性の向上を図るとともに、魅力的な誘客スポットとして整備できるよう努めてまいります。

次に、海産物養殖の積極的な取り組みについてです。

陸上養殖については、食害や台風の被害を回避できる利点がある一方で、施設整備と維持に時間や経費がかかるため、中長期的な展望の下で取り組む必要があります。

現在、規模は小さいですが、離島漁業再生支援交付金事業を活用して与論島漁業集落がスーナとカキの陸上養殖に取り組み始めています。この2つは「海を汚さない」「海をきれいにする」という点で水産業と観光業双方の発展に配慮したもの

で、この取り組みを進化させることが魚類養殖などの可能性を下支えするものと考えています。

また、鹿児島大学と共同研究した急速冷凍技術もあるため、鮮度維持された加工品などの素材も活用しながら、不漁時の観光客の「食」への期待に応えてまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは観光スポットの整備についての与論城跡にある山口誓子の句碑の件です。

与論城跡にもあるとおり山口誓子が、昭和53年来島時に、現地でこの句を詠んで、後日、当地に句の記念碑を建立したものと理解しています。現地を確認したところ句碑周辺が木々に覆われていて眺望が悪い状態です。

したがいまして、句の内容に沿えるよう早急に句碑周辺の景観整備に取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 質問事項の要旨1について回答がありました。補足の説明をお願いしたいと思います。まず、せっかくの句碑が建っているんですが、その句碑の周辺が整備されていない関係で、それをはっきりと確認することができないという問題点と、あそこを整備する場合に、後ろの背景が見えなければ意味がないので、これは本当に絶景だと思います。御承知のとおり山口誓子という人は正岡子規の一番弟子です。ですから日本国内でも名だたる方で、その方が与論に来られたときの句碑ですので、是非これは大切に今後も推していかなければいけないし、四国においては正岡子規の出身地では、俳句の大会などを行ったり、俳句甲子園という高校生を対象とした全国大会みたいなものも行われています。そういったことなども含めて、広くこれを世の中に宣伝することによって、その愛好家に与論を訴えることができるという具合に考えているということで、そういう大切に扱っていただきたいという思いがあります。

それから、せっかくそこで俳句を書かれていますので、そこに俳句を投函する投函箱をひとつ付けていただきたいと。見た人はやはり何らかの感動は覚えるのではないかと思います。ぜひその辺も考慮していただきたい。

それから、ここに整備していただきたいのは、この撮影するところの足場づくりをちょっと反対側に道路があるのですが、あの道路付近にそういった台があれば、観光スポットとして写真を写してくれるのではないかなという気がします。やはり写真を撮っていただくことは、その人が口で言うよりもそれを見せるということによって、やはり行ったところがすばらしければ、すばらしいなりにたくさんの人に

宣伝してくれます。写真を撮らせるということは無償で宣伝をしてもらえるという利点もあります。そういうことで、この地区は大切にしていきたいなと思います。

それから、2つ目のアジニッチェーにまつわる漁や浜ヤドゥイに関する物語の看板等を設置するなど、英雄の聖地として整備する考えはないか。また、船倉トイレへの近道の整備と誘導看板を設置する考えはないか。実はあそこは、バスごと観光客が来ます。1台で一緒にどっとくるのですが、その観光客がまず降りて最初にトイレを探して、あの近くにある民宿にすぐ駆け込むので、それをなくすために看板をつくってもらったんですが、その看板が与論マラソンのコースを走っている人のための看板であって、皆田離で降りて見学する人に対する案内板ではないということで、やはり同じような現象が起きています。そして今その看板もなくなっているような関係で、余計に前と何ら変わらないような状況で苦情が来ています。それで、元は皆田離と民宿の途中にトイレはあったんです。それを壊して新たにトイレを中のほうにつくっていますが、せめて皆田離のところからあそこへ抜ける近道をつくっていただければ、新たにつくるということでもないんじゃないかなという気がいたします。

それから、アジニッチェーの件ですが、やはり物語というのは旅のロマンを見ます。そのただ、あそこが何の社か分からないのがあっても、観光客にはぴんと来ないだろうし、それからあそこで降ろされるとその客がどこに行くかという、脇を通って石の岩場に行って、向こうの沖永良部側の海と百合ヶ浜を眺めるのですが、沖永良部側のほうを眺めたところの海はまさしく絶景です。与論でも数少ないグリーンがかった深い色をたたえた浜です。そこも同じ浜でも、そこだけはやはり印象に残るんじゃないかなという気がいたします。それからまたあそこには鳩の湖という石碑みたいなのが建っていますが、あれも情景にその辺の観光に合わないんじゃないかなと、あれもちょっと考え直してほしいです。鳩の湖って何ですかっていう質問が多いんですが、答えられる人はほとんどいないと思いますが、その辺もまた解説を付けると印象深く、観光客の心に残るんじゃないかなと言われていたりします。それから、環境は壊してはいけないのですから、でもやはり今の現状では足元が非常に悪いです。歩くのもやっという感じですが。小さな黒砂利があると思うのですが、あれをちょっと遊歩道においていただければ歩きやすくなるんじゃないかな、また景観にも察して不都合ではないんじゃないか、自然環境的な問題も差し支えないんじゃないかなという気がいたします。そういったことで、もう少しあの辺一帯を重要な観光スポットとしての整備のあり方を考えてほしいと思います。

アジニッチェーの電信柱にまで屋根をつくってあるのですが、あれもちょっと興ざめで、もっと観光課の人たちが話し合っ、て、こういう具合にしていただけないとか、こうしても良いかというそういう意見があっ、て、もう少しあそこをロマンのある場所にしてほしいなという気がいたします。数少ない観光スポットですから、よりいいものに仕上げしてほしいと思います。

次に、その大金久保安林内の遊歩道の整備状況なんです、これは例年、毎年のように行っている、ので、その進捗状況は予算に応じてしかできないと思うのですが、あそこの遊歩道看板が手書きの小さな矢印が書いてあってという状況が見受けられたものですから、とにかく大金久海岸については、世界の絶景だと思ってほしいんです。とにかくないんです、あれから百合ヶ浜を眺めた景色は。それ相応のやはりきちんとした案内板をつくってもらいたい。矢印にしてもそれらしい工夫した矢印をつくって、ああいうふうにするとせつかくの価値観が下がります。この大切な我々の島の財産であるそういったものを大切に扱うひとつの表れだと思、いますので、そういった与論の看板、配慮をしていただきたいと思、います。

それから、簡易休憩所と言っていますが、改めてそこに小屋をつくっての休憩所ではないんです。簡単なそれこそ木の材木を2本並べて簡単な休憩所でもいいので、少し距離が長すぎるということと、もう一つはやはり皆田離との間に距離がありますので、その中間に1カ所ぐら、いはやはり観光スポットとしてのあれができるんではないかと思、いますので、その辺の配慮をひとつしてはいかがかと思、います。押しつけではないですが。

それから要旨の4ですが、同じようなことを言っていますが、同じ山口先生の句碑なんです、が、この建っている場所が非常に不適切ではないかと。実は、山口誓子先生方を案内したのは私なんです、が、それであそこの句がどこで生まれたのかという、と、あそこではないんです。詠まれたのは今の城からずっと大金久方面に行く道がありますよね、下から上がってくる道と一緒にな、ったところのちょっと左側に崖があっ、て、絶景の場所があるんです。そこを見られたんです。そこを見て詠まれたんですよ。そこを見て詠まれて、琴平神社で休憩中に書かれたんですが。横から眺めていてあぁっと思、ったんですが。それで場所的に、私は句碑を建てるころ与論島にいなかったもの、ですから、沖縄駐在に回っていたもの、ですからいなかったんですが、帰って来てからがっかりしたんです。が。そういうことでもう1回句碑の建、立場所が適切であるかどうかということ、と、もったいなさすぎるような気がし、ますので、その辺を御配慮いただければと思、います。ここは、俳句としては「原始より碧海冬も 色変へず」という句なんです、が、あそこの地主神社の後ろにあれを建てたからと、いって、ちょっと想像し難いと思、いますので、是非御配慮を願、えればと思、

います。また何らかの機会があるときには移動していただいたほうがいいのではないかなという気がします。

それから、供利港待合所前の旧案内看板というのは、大分前にこういう大きなついでてみたいなのをつくってありますが、あれの活用法を言っているので、せっかく立っていてまだ相当耐久力があるような気がいたしますので、あれに全体図と遊歩道の案内をしていただくことによって、待合所に民宿をチェックアウトした客を早く連れていくことができるんです。見るものがあるから、それを見せることによって旅館の利点としては、チェックアウトが早くなれば、チェックインの準備が早くできるということと、慌てずにできるし、そういった利点もあります。雨降りの場合は別としてですね。その辺も配慮されますので、是非あそこの案内板を有効に配慮していただきたい。

それから、これに関連してビドウの案内看板も今すばらしい教育委員会でつくられたのがあります。あと追加の今しているところ、「与論駅」から「愛の鐘」ということなんですが、あの「愛の鐘」もちょっとありきたりではないかと、あの説明ですね。沖縄とあそこから眺める風景というのは歴史的なものがあるんですね。沖縄復帰の復帰運動をやった場所でもあるし、そういったこともやはり記録に残しながら、「愛の鐘」との愛の広さというのを分かってもらいたいということがあります。それから子育ての海でもあります。クジラが通るのですが、それも子育てのためにその辺を遊泳しているので、そういったことも含めて案内板については御配慮いただきたいという気がいたします。

それから、養殖の問題ですが、詳しい内容につきましては林敏治議員がいろいろと要望をまた説明をされたようなので、重複するところがあるかもしれませんが、私は、この漁業者の稼働日数が非常に少ないということ。ちょっとしければもう海に出れないと。それまではさとうきびと漁業で食べていけたかもしれませんが、今さとうきびもほとんど機械化になって収入もすごく少なくなって、漁業者はやはり、漁業をして収入を得て生活するのが本筋ではないかなという気もしますが、とにかくその漁業者の方々の生活安定を図ってあげることが先決だと思います。それについては、やはり大規模な養殖ということはいろいろとリスクが多いんじゃないかと。それならば先ほどから言われるように、稚貝とかそういったリスクの少ないそういったものを食卓に出せていければ、それも1つの異なった食卓になるんじゃないかなと。特色のある食卓になるんじゃないかなという気がしますと同時に、幸いに鹿児島大学と我が町は連携していますので、水産学部にもまた1つのつながりもできていますから、水産学部の人たちも合宿というか研究所みたいなものを、与論に是非誘致して、今の旧庁舎あの辺一帯を活用されて養殖についての研究をさせる

ということもそれは大学のお金でできるのですから、我が町で出さなくても大学の研究所としてそういう設備投資もできるでしょうし、必要な生徒たちも来ることができるだろうし、そういったことで、是非鹿児島大学の水産学部との提携を密にさせていただいて、今後もそういった計画を、連携プレーで継続していただきたい。以上要望いたしまして、質問を終わります。答弁はいいです

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

次は、3番、川村武俊君の発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村でございます。2019年第2回の定例会において一般質問をいたします。

1 改正水道法について

(1) 水道法が改正され、水道事業の民営化や広域化が進められようとしているがどのように認識し、今後どのように進めていく考えであるか。

2 畑地かんがい用水について

(1) 沖永良部の国営地下ダムが完成間近である。完成後は沖永良部与論3町の水利組合の広域化がささやかれているが、どのように認識し、どう進めていく考えであるか。

3 堆肥センターの運営について

(1) 牛ふんの回収が滞りがちであるが、どこに問題があり、どのように解決していく考えであるか。

4 公共施設の運営について

(1) 多目的運動広場は利用拡充が図られているが、総合グラウンドや屋外テニスコート場の活用率は低くなっていると思われる。今後このような体育施設をどのように運営していく考えであるか。

(2) 活用率の低い公共施設や少子化により空いてくる施設を今後どのように運営していく考えであるか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、水道事業の民営化や広域化が進められているがどう考えるか、どう認識しているかという御質問です。お答えを申し上げます。

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため水道法の一部が改正され、官民連携の推進、広域連携の推進を図ることとされています。

民営化については、官民連携の推進で民間事業者への業務委託等ができることに

なっています。

本町においては、現在、水質検査業務とメーター検針業務を委託していますが、その他業務についての業務委託は現時点では難しいと考えています。

広域化については、県主導の下に各ブロックごとの広域連携検討会を立ち上げ進めています。知名・和泊・与論のブロック検討会において、できることから相互協力を進めるため、情報交換会・技術講習会の開催、災害時応援協定の締結、物資の共同調達等への取り組みを検討しています。

次に、畑地かんがい用水についてです。

沖永良部の国営地下ダムは、沖永良部土地改良区により管理がなされているようですが、3町の水利組合の広域化については、現在のところ把握しておりません。

本町には、11地区の水管理組合が組織されています。昨年度水利用に関するアンケート調査を実施したところ、畑地かんがい施設未整備地区においては、畑かん施設が必要であることと、畑かん水がほしいと考えている農家が多いという結果となりました。現在、不足している水源の確保、畑地かんがい未整備地区整備計画について県と協議を行っているところです。

将来は、各地区水管理組合を統合し土地改良区を設立していかなければならないと思っていますが、まずは水が不足しているため池への補給水確保、未整備地区への畑地かんがい施設整備を進めていかなければならないと考えています。

次に、堆肥センターの運営についてです。

昨今の子牛価格の高騰等により畜産農家の多頭飼育化や専門化が進んでおり、当初計画より堆肥センターの原料受入量が大幅に増えている現状です。

一方、堆肥利用量については、年々微増はしていますが受入量が堆肥利用量を大幅に上回っています。

また、家畜排泄適正処理法に基づき飼養頭数が10頭以上の農家においては、堆肥舎の設置が義務付けられており、整備状況は整いつつありますが、堆肥舎の適正な活用がなされていない農家も見受けられることから、原料となる堆肥の品質低下により、完熟堆肥にするには時間がかかることや環境への悪影響も懸念されているところです。

このようなことから、今後も引き続き県の指導もいただきながら、耕畜連携で特に夏場の堆肥利用による土づくりなど、関係機関と連携し適正な堆肥の活用が行えるよう指導体制に一層努めてまいります。

次に、活用率の低い公共施設や少子化により空いてくる施設を今後どのように運営していくかということです。

まず、公立こども園について、職員不足による運営の問題や少子化等社会情勢の

変化にあわせて、1園体制にもっていくことを将来像として描いています。

将来1園体制にした場合に空きとなる施設については、町の財政状況や社会のニーズを総合的に判断しながら活用してまいりたいと考えています。

一方、活用率の低い施設としては、ヨロン特産品支援センターが考えられます。本センターは、農産物の消費推進と未利用資源の活用を図り、観光産業や島外出荷による外貨獲得を通して、農家収入の向上に資するための研鑽施設として建設されましたが、利用者の独立などにより相対的に利用状況が低下しているところです。

また、少子高齢化が進む状況を踏まえ再度施設の広報に努めながら、今後はこれまでの施策・展示施設としての機能だけではなく、販売へとつながるような生産拠点として営業許可等の取得や加工の受託などを模索し、より活用しやすい施設を目指し利用率の向上を図ってまいります。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、公共施設の運営についての1番です。多目的運動広場についてです。

御指摘のとおり両施設は、現在、活用率が低い状態になっています。特に総合グラウンドは、多目的運動広場の完成以降は利用者が半数以下に減り、グラウンドにも雑草が生えかけている状態です。現在、この状況を改善するため両施設の周りの木の伐採や除草を行い、施設周りの整備を行っているところです。

今後の計画としては、多目的運動広場と連携した枠組みの中でスポーツ施設としての活用を中心に考えながら、中高生の部活動等への活用やスポーツ利用以外での活用方法についても検討してまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） まず、私たちになくってはならない水ですが、この水道水をそのまま飲める国は、世界127国の中で日本を入れて13カ国しかありません。日本を初め欧州では、フィンランド、アイルランド、アイスランド、スロベニア、クロアチア、ドイツそしてオーストリア。中東では、アラブ首長国連邦、アフリカでは南アフリカ、レソト、モザンビーク。そして南半球では、ニュージーランドのこの13カ国です。世界有数の証券会社ゴールドマン・サックスは、2008年に有望な投資対象としてこの水を21世紀の石油として表現をしているほど、私たちにはなくてはならない水です。一番日本の安全で安い水は、本当に世界レベルでみても希少価値が高いものと言えらると思います。こういったことを踏まえて、今度2018年の改正水道法について御質問させていただきます。

この改正水道法というのは、水道事業の広域化と民間企業の参入を念頭に置いてというものです。もちろん御答弁にありましたようなことなんですが、まず、人口

が1万人以下の自治体は2015年に512に上ります。こういった小規模な自治体ほど過疎化が進み、財政力や人員、そしてどんどん先細りをして水道事業の存続が危ぶまれているということで、そこで打ち出されたのが2018年の改正水道法です。これは、自治体がそれぞれに行っていた水道の設備投資やメンテナンスを都道府県で設置する広域的連携協議会の下、市町村を交えて行うということで設備や業務の重複などが削減され、水道事業が効率的、効果的に運営されるということです。これは小規模自治体の水道事業を存続させるため、スケールメリットによる効率化を充実という点で平成の大合併にも通じるようなことです。この平成の大合併の効果はどういた効果があったかといいますと、人件費の削減と普通建設費事業の削減にとどまり、あとは全部増加をして、国の当初見積もった2割しか効果がなかったということで、国の研究会の報告でもこの間挙げられています。こういったことで、なかなか広域化をしても人員の削減とかそういったものにしか効果がないのではないかとこのように思われることです。ですから、私たちのような小規模の外海離島や山間部などは、広域化が現地的でないオプションではない立地条件にあるということが言えるのではないのでしょうか。ですから、いくら県が沖永良部とかと合併して効率化を図れといっても、なかなか進まないのではないかと思います。それでちょっと確認をしたいんですが、沖永良部ともこういったことを話し合われているようなのですが、今後どのような形を進めていかれるつもりですか。水道課長お聞きします。

○議長（福地元一郎君） 仁・水道課長。

○水道課長（仁・和男君） 今現在、御指摘のとおり、鹿児島県の主導の下に、知名、和泊、与論町3町で広域化の検討会というのを進めています。一応これは国の政策ということで、鹿児島県を8ブロックに分けて検討してまいっていますが、いかにせん離島同士なものですから、あんまり現実的なところはなくて、即答的なところでその先ほどもあった技術の検討会とか意見交換会、災害時に資材の調達等、そういったところが今のところ現実的なところではないかと考えています。それと資材の共同調達とかを3町まとめて購入するとかということになれば、多少のメリットがあるのではないかと今ソフト的な部分のところだけ話に上がっています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） これは2006年以降に広域化した市町村ですが、全国で170で検討中が174で、全体の10分の1にしか過ぎないということです。ですからいろいろと小さい市町村は本当は財政的には苦しいんだけど、合併しても広域化してもメリットが少ないということで、断念をしているみたいです。つまり国の進めるというのは、今度また2022年度にAIを入れて、人員削減をしようとい

う3万人の削減をしようという、そういった方向性でこれは進められているというふうに考えます。ですから、なかなか外海離島での人員削減となると、もし災害が起こったときにはその職員が中心となって復興作業をしなきゃいけない、こういった事情も出てくるのです。ですから、なるべくあんまりメリットのないようなものには、首を突っ込まないほうが一番賢いんじゃないかというふうに思います。町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。そこに書いてありますように、与論にとってメリットのある情報交換とか技術講習会の開催とか、あるいは物資の共同購入、そういうものに対してはメリットがあると思いますが、先ほどからありますように、人員の件とかそういうのは海を離れていますので、余りメリットはないんじゃないかなと思ったり、また余計本部職員とかが出てきて、余計デメリットなんではないかなというふうな、今ある広域の件も考えますと、今後関係があるんじゃないかなと思ったりもして、これは慎重に対応をしていかなきゃいけないなというふうに今考えているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この広域化の後に国が考えているのは民間企業の参入です。こういった流れはこれから必ず続いていくと思うのですが、世界をみますと民営化された水道事業が再び公営化されているということです。世界35カ国で180件の民営化された水道事業が再公営化がされているということで、ですから民営化しても当然事業としては利益が出なければ、それは引くわけですから。ですから結局公営化の流れになっていくというわけです。イギリスのシンクタンク、スモールプラネット研究所によると、民間に委託された事業が再公営化される割合は、電気エネルギーで6%、通信で3%、運輸で7%だったのに対して、水道の場合は34%、メリットがないということですよね。民営化して企業が入っても、企業側としては利益が出ないからメリットがないからもう引き取ってくれと、こういう話だそうなんです。ですから、これが一番再公営化されたのが、一番多いのがアメリカの59件、それとフランスの49件。しかし逆を言いますと、イギリスではゼロなんですよ。なぜこんなイギリスは民営化率が100%なのか、なぜイギリスが民営化して成功したかということが一番私は大切だと思うのですが、イギリスの場合、1989年に水道事業への民営化が認められたのですが、それと同時に3つの監督機関ができ、いずれも中央省庁からも独立し、それぞれの業務に特化したエージェンシーで民間委託に伴う問題発生を防止する、そういった役割を持っているということで

す。ですから、ここですしているのは1つ目に、料金を監督する水道事業規制局というのが1つあります。それと2つ目に、上水道の水質検査を行う飲料水検査局というのが監督機関としてあります。そして3つ目に、河川などの汚染がないかを管理する環境局のこれを設立して、そこで監視をさせると、基準に則らなければ引き取ってもらうというようなそういうシステムを取り入れたことで、再度また公営化に移らなくてもただ1国だけよかったということですね。で、ほとんどの国が民営化したんだが、再公営化に戻ったということです。

ですから、今私たちの町でも、水道事業に限らずいろいろな民間企業などに委託すると思うのですよ。ですから、そういった機関というのが、今度やはり危機意識を持った管理システム、こういったのを構築する必要があるんじゃないかと思えます。ですから、常に民間に委託しても危機管理を持ってそういったのを進めていけば、委託させてもいい仕事ができるのではないかというふうに思えます。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 仁・水道課長。

○水道課長（仁・和男君） 今大変参考な意見をありがとうございました。民間委託というのは確かにコストを下げたり、経営をスリムにするとか、いろいろいい部分もありますが、与論町のような先ほども指摘のあったような自治体ですと、それにコストもずっとかさんでいるものですから、民間が参入するのは今の状況ではちょっと厳しかろうと思えますが、これからいろいろな委託等ができるところは委託しつつ、その情勢的な流れの下で事業を進めてまいりたいと思えます。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 危機意識を進めていただきたいと思えます。

あと、地下ダムについてですが、先月沖永良部に行きまして、ちょっと水利組合の人と話したんですが、その中で国営地下ダムの完成後は与論と広域化をするために、現在はトン当たり15円で進めているが、今後これを30円にして沖永良部与論地区で広域を進めるというふうに私は聞いたんですが、また与論のほうでも水利組合の人からも、広域化されるんじゃないかというふうに聞いています。で、御答弁の中にはそういった話は出ていないということですが、間違いないでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） いろいろなところに問い合わせをして確認をしたんですが、現在のところ沖永良部とのそのような形をとるというようなお話は、まだ私どものところ、関係者のところには入っていない状況です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） はい、分かりました。一度その地下ダムを見ていただきたいと

思うのですが、すごい造りになっています。私は喜界町の地下ダムを見に行きましたが、すごい要塞化されているような核シェルターみたいな造りになっていて、それも地下はすごく深いんですよ。そういった造りになっていて、これは自分たちの水利組合でこれができるんだらうかなという長期的にみた場合ですね。メンテナンスとかを含めて、そういうふうに思えたものですから、今後こういった流れに注視をして、後手にならないようにしていただきたいとこのように思います。

次に移ります。堆肥センターの運営についてです。これ各議員、高田議員、沖野議員、林議員、遠山議員からもこういった質問が出されていますが、答えを見ると、同じ回答しか出ていないんですよ。それはなぜかという、こんなに多くの議員が取り扱っているということは、町民やあと畜産の方々からそういう苦情が出ているものだから、こういった質問を出すのであって、勝手に自分たちでつくって出しているのではないと思うのです。でもこの答えを見ると同じ答えですね。ここにも書かれてあるように、多頭化が進んでいるからなかなか回収ができないということと、雨ざらしにあって堆肥舎の設置が義務付けられているのに、当たり前活用されていないというようなこういった答えしか出ていません。それでちょっとお聞きをしたいと思います。堆肥センターに行きましたが、屋根を被せなくても法律には違反しないんですか、いかがですか。天日干しをしているところがありますよね。堆肥を向こうに回収して、それでももちろんその牛を飼っている方は10頭以上法律で義務付けられて、ここに書かれているようにそうなんですが、堆肥センターはこういった義務付けというのはないんですか。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） あそこの地盤というのは一応コンクリートでおおわれておりまして、雨天のときには、その天日干ししているものについては屋内のほうに運んだり、それだけの対策はしています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 堆肥舎は屋根をつくるか、あと雨が降ったときにはシートで覆ってし尿が流れないようにするというふうになっていると思います。それで、町民の方から議会報告会のときに、アブの中にし尿が入っているという、これを何とかしてくれというような話が出たんですが、そのあたり対処されましたかね。課長はそのときには産業振興課長ではなかったから分からないと思うのですが。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 雨水の関係で道路のほうに流れていくということでの御指摘だったと思うのですが、これについては今年度事業をかけて整備を進めてまいります。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 町民のほうもそういったのは、逐次見ているというふう
に思うんですね。ここの文章を見ると、何でもかんでも畜産農家がしっかりやらな
いから駄目だというふうになっていますが、これ3年間ずっと同じような文章に
なっていますが、しかしでは自分たちのほうはどうなんだって言われたときには、
答えようがないと思うんですよ。そのあたりをしっかりとってからこういった文章は
つくったほうがよろしいのではないかと思います。回答の仕方はいくらでもありま
すからね。ですから、あまりにも畜産農家に対するそういう槍みたいなものを投げ
ると、今度は反発を食らうと思います。いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 決してそういうつもりでの答弁書を書いたつもりでは
ございません。ただ、やはりその堆肥センターの効率化につきましては、農家の
方々も精いっぱい努力してほしいし、やはり行政としてもまだ向こうの運営のやり
方がいまいち大変なところもございまして、機械化の更新の件、それから今川村議
員から御指摘がありました全天候型の整備を進めることができるのであれば、もっ
と良質でいい堆肥と農家にあまり負担を掛けないような方法でできるのではないか
というのを検討していますし、今畜産のほうも多頭農家が結構いらっしやいまし
て、これについてもその方々にできるものがあれば民間委託というか、多頭農家
の方にも委託ができないか、そして機械も共同活用しながら運営していけたらどうか
ということで、今多頭飼養農家の方々とも委託についても検討をしているところ
です。当然、今のところ大雨が降ったりということで堆肥を中に入れたり、いろい
ろな形で職員がバタバタしている状況なんです、できるものであれば、全天候型
の屋根付きの堆肥舎の整備、そしてまた今機械のほうについてもいろいろとメンテ
ナンスのほうが非常に難しく、なかなか稼働率が上がらないということで、機械
の更新もしなければならぬような状況です。その中で県のほうにもお願いをして
何とか整備した施設を改めて更新できるようにお願いをしているところですので、
また、県のほうにもいい導入方法をまた検討していただきながら委託も含めながら、
農家に負担を掛けないような形で行政も進めていけたらというふうに考えていま
す。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 堆肥センターを広げるにもちょっとお金がかかりますし、機械
を入れるのも大変な財源が必要だと思います。ですから、私は、例えば堆肥セン
ターに運ばなくても、牛舎から自分の堆肥舎に運んでもらって、それを自分の畑に

撒いてくれるって言えば、それはもちろん堆肥センターのほうにお金を払っていくらでもいいですから撒いてくれというのは、重機を持って行って堆肥センターで対応できるようなそういった体制もこれからはつくっていかなくやならないと思いますが、いかがでしょうか。全部堆肥センターだけで回収すると言っても、すごい面積が必要でお金も掛かると思います。そのあたりをローテーションをつくれるような形で堆肥センターと、あとまたできる農家はそこに参加をしてもらおうというような機械とオペレーターだけが行けばできるような形を、そういったシステムをつくってもいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） はい、ありがとうございます。今畜産部会とかもそういう話で検討しているところですが、特に畜産の多頭農家については、耕畜連携ということでさとうきびの夏植え、春植え時期に考えながら、直接堆肥センターに持ってくるのではなくて、ある程度切り替えをしてさとうきびの輪作体系に結び付けるような方法も検討しているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） そういったシステムを考えていけば、堆肥センターのほうも軽くなっていきますし、農家のほうも耕畜連携が進むというふうに思いますので、そういった方向性もまた2つあわせて進められるような形を話し合っただけければ、一番ありがたいなと思います。お願いします。

次に、公共施設の運営についてですが、このテニスコート場については、仮設住宅が建設されたために利用率が低くなったというのは分かります。しかし、いろいろな施設ができていますから、なるべくこういったところを活用できるようなものがあればいいなということで、お願いしておきたいと思います。

それと総合グラウンドについては、なかなか見れば草も雑草も生えているし、あと使っている要素もないし、本当にあれだけのスペースの施設は、本当に活用できればいろいろなことができるのではないかと思います、そのあたりをやはり検討委員会でも立てて、いろいろな意見を吸収しながらそういった方向をなるべくお金のかからないような方向を進めて、そういったスポーツ関係、それ以外でもよろしいですが、そういった方向で進めていけたら一番ありがたいなと思いますが、教育長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おっしゃるとおりで、いいところができると全部そこに流れるというようなことなので、人口も少ない状況ですが、なるべくほかのイベントと

か、それから高齢者の方々の活動も分散して、ここを使えるならというようなことで啓発的にもやっていかなければいけないだろうなというふうにも思っていますので、今後またさまざまな場所での話し合いの中にそういう視点も盛り込んで、使っていただけるような形にしたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 取り組みのほうをお願いします。これは町民の方から新しく多目的運動広場ができたのにここは使われていないのではないかと、どうしてこういった無駄をするんだというような意見がかなりあったもんですから、これを一般質問の中で取り上げさせてもらいました。そういったのはやはり検討して、これからどうすべきかというのを考えていただきたいと思います。

次に、こども園についてなんです、今ハレルヤこども園もでき上がりましたので、多分公立こども園のほうは、この御答弁にもありますように職員不足とか少子化等の問題で1こども園体制になるというふうに私たちも思っています。この空いたこども園をどのように活用していくかというのをこれから検討していかないと、いつまでも空けておくと、あとはもう人が入らないような形になると、もう本当に使えるような施設でなくなると思っていますので、そのあたりをいろいろな形で活用をしていただければありがたいと思いますが、総務企画課長いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 公共施設の活用につきましては、与論町公有施設総合計画というのもありまして、統合できるもの、それからもう既に老朽化が進んでいるものをどうやって今後運営していくかということで計画書も立てられて、これは活用率の低い公共施設については、再度どういったことが活用率が低くなっているかというのをやはり整理して、もうやめるべきなのか、またその再度、課題によってはお金を投資して活用できるものとかそういったことをまた詰めながら、またやっていくことが大事かなというふうに思っています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 最後に、この与論特産品支援センターについてですが、かなりいい施設だというふうに私は思っているんですが、こういった募集を募って活用できる方がいれば、そういったのに活用してもらおうということ、そういったのを考えながら進めていただきたいと思いますが、課長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 時が来たときにいろいろ考えて、やはり観光の面にしても、加工センターというのは非常に重要なところだと思います。今後特産品セン

ターの運営委員会とかも開催をしながら、その利用、稼働率の向上については、努力して頑張ってもらいたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 取り組みをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

次は、7番、大田英勝君の発言を許します。

7番。

○7番（大田英勝君） 皆さん、こんにちは。御承知のとおり元号が平成から令和に変わりました。天皇陛下の御退位や新天皇の御即位を報じた映像が、昨日のこのように思い出されます。人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つとの意味が込められた新元号令和ですが、新しい令和の時代が豊かで平和な時代であることを皆様方と共に祈りしたいと存じます。

それでは、令和になって初の定例議会において、先に通告した件について質問をさせていただきます。

1 立長トゥイシ浜への階段の整備について

(1) トゥイシの浜に降りる階段が台風の高波によって壊されてから久しくなるが、未だに復旧されていない。現場を見てみると非常に危ない状況になっており、改修工事を行う必要があると思うが、早急に対応する考えはないか。また、現在の階段は一步当たりの段差が大きく高齢者にとっては難儀な状況となっており、整備に当たっては、階段を緩やかにし、高齢者にも優しい上り下りの容易な階段に改修する考えはないか。

2 教員住宅の老朽化対策について

(1) 最近教員住宅の設備に対する不満を漏れ聞いた。古い住宅については、住人からの聞き取り調査や要望を聞き、早急な対応が必要だと考えるが見解を伺いたい。

3 与論小学校正門周辺の整備について

(1) 与論小学校正門前は、雨の日には正面一帯に水溜りができ、児童の通行に支障を来しており、見るに忍びない状況である。一日も早く改善する必要があると思うが、見解を伺いたい。

(2) 旧朝戸保育所が仮設住宅に改修され、町営住宅改修時の仮住まいとして活用されているが、東側入口の扉が壊れて真面な施錠ができなくなっているが、早急に改修する考えはないか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えいたします。

まず最初の立長のトゥイシ浜への階段の整備についてです。

トゥイシ浜については、前面のリーフの発達がなく外洋からの波浪の影響を直接受けるとともに、度重なる台風の接近により崖等の浸食が進行しており、通路階段にも影響が出ていることは承知をしています。

町内には、近年の豪雨等の自然災害による被害がほかにも多々あることから、災害復旧については緊急性が高いと判断される地区から順に整備を進めているところです。

御指摘の箇所についても、施工方法及び事業費等を精査しながら改修の検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、2つ飛ばしまして申し訳ありません。旧朝戸保育所の仮設住宅の門の扉の件です。

旧朝戸保育所につきましては、平成24年度の台風16号により多くの住宅が被災を受け、これにより応急仮設住宅として改修し現在においても随時受入が可能な住宅として活用しています。

御指摘のとおり、東側入口の扉については、劣化が激しく門扉の役目を果たしていない状況であることから、改修作業を専門業者に依頼しているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 教員住宅の老朽化対策について答弁申し上げます。

現在の教員住宅数は42戸あり、最も古い建物は昭和48年に建築され、築年数で見ますと築30年以上が21戸となっています。住環境については、良好な環境の維持保全のため、入居者の退去時に住宅点検を実施し、入居時と同等の状態への修繕を行っています。また、入退去時以外でも住人から要望があったときには、生活に支障がある場合に限っては修繕や改修を行っているところです。しかしながら、築年数が古く外観や内装、設備について住人が不満を感じていることは町(教育委員会)としても把握しているところです。

現在、教育委員会では、教員住宅を含む学校施設全ての建物に対して老朽化状況の実態を調査し、今後の維持・更新コストを算出し、各学校施設の運営状況、活用状況等の実態を踏まえた改修の優先順位付けと、実施計画等の基本方針とを取りまとめる「学校施設長寿命計画」を策定しているところです。

今後、この計画と住人の要望をもとに、長期的な視点に立って計画的に更新・長寿命化などを行い、財政負担の軽減・標準化を図りながら整備を進めてまいりたい

と考えています。

次に、与論小学校正門周辺の整備についてです。

御指摘の与論小学校正門の内側は、降雨時に校庭側に雨水が流れ込む構造になっており、複数箇所にも水たまりができ、児童生徒の通行に支障を来している状況であり、早急に対策を講じる必要があります。

そこで排水路に集水箇所(グレーチング)を増やし、集排水の流れが良好な状態となるような勾配を考慮した客土を行い、また、降雨時の車両の侵入を制限するなどの対策を講じてまいりたいと考えています。

○議長(福地元一郎君) 7番。

○7番(大田英勝君) トウインの浜の階段につきまして、私も時々通るのですが、相当私は危ないと思っているんですが、何か答弁の中からはあんまり緊迫感は感じられなくて、まだまだ先のことかなと思って心配しているところなんです。階段の下の方が大分えぐられて、結構危ないようになっていて、中には階段が欠けたところに、草が生い茂って落ちた人がいるという話も聞いたりしているんです。それで大事には至らなかったのよかったですのですが、非常に私は通るたびに結構危ないなということで、この間ちょっと地域の人からそれをちらっと聞いたものだから、なるほど、これはほっとくと何か起きてからではまずいなと思ったりして。それと結構階段の下の方がえぐられているんですよ。それで重いというか、人が歩く程度は差し支えないと思うのですが、普通だったら少しロープでも引いて内側から歩いてもらわないと、それでもしないと危ないような格好になっているんじゃないかなと私は思っているんですが、これだとまだ先延ばしでもっと危ないところがあるということで、延び延びになりそうな感じの雰囲気もこの答弁からにじみ出ているんで、とにかく急いでほしいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長(福地元一郎君) 町本建設課長。

○建設課長(町本和義君) 確かに浸食されているのは承知しています。ただ、この箇所は、私ども建設課では施工しておりません関係上だったということだったのですが、以前の平成24年度の台風とか、そういう台風で浸食されたことにつきましては承知していろいろと調べているのですが、今の箇所につきましては両方とも民有地でございます、旧道のところですが、両方ともちょっと民有地にかかりまして、どうしても石積みとかしますと台風による波の影響が構造上、まっすぐ立てるとやはりどうしても余計に削られて、また災害が起きるとい形になるものですから、その工事については慎重に検討しなければいけないということで、多分勾配につきましても波の浸食被害からしますとやはり1対2割程度の勾配でいかないと、またざぶんと来てまた侵食してえぐられるという、海域、海岸の構造となって

いるものですから、ちょっとそこは慎重に考えて検討しながら、おっしゃるとおり予算も措置を含めまして早急に検討して進めてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） いろいろな条件があつて難しいこともあるかもしれませんが、とにかく階段は今現在あるわけですので、人もまた通ったりするので、事故の起きない前に何とかその民有地であればそちらの方との交渉もまた進めながら、できるだけ早くやっていただきたいと思います。それと整備については、またある程度結構段差が大きくて、私たちもやがて70歳、80代の人でも70代の人でも結構行かれるのではないかと思いますので、整備に当たっては何か今よりも少し緩やかに、そういうのも配慮しながらやっていただければ、多分あの辺の地域の人に役場に結構いろいろ気を使っているんだなと感謝されると思いますので、ひとつそういう方向で進めていただきたいと思います。ひとつよろしく願いいたします。

それでは、次の住宅の老朽化対策についてまいりたいと思います。実はこの件につきまして、ちょうど1年前のこの議会でも似たような質問をさせていただいています。そのときも答弁の中で良好な住環境の維持保全のために入居者の退去時に住宅点検を実施し、入居時と同等の状態への修繕を行っている。そしてまた、入退去時以外でも修繕の要望があれば、その都度状況を確認し、修繕を行っているということで、またそれに加えて築年数が30年以上経過した住宅については、財政状況なども考慮しながら、建替えリニューアル等も検討していくということで答弁をいただいて、すごく納得のいく答弁だったんですよ。それでひとまず安心をしておったのですが、今回何か住宅のそういったものに対して、何かいろいろ不満たらたらのお言葉を私が直接受けたのではないんですが、お隣で話しているのを聞いて、もう具体的に全てを聞いたのではないんですが、結構憤慨しているみたいな感じがあったもので、これはそのままにしておくやはり学校教育、子供たちを教える先生方が、不満の中でいろいろな仕事をするというのもまたちょっとまずいんじゃないかなと思って、できるだけそういったのが出ないような形でやっていただきたいなということで出したのですが。昨年の答弁でも、要望があればそれに対応しているんだという答弁がありました。それで納得しておったのですが、やはり要望があればでは、いま一步かなと自分自身でも反省をしているところで、できればやはりどこか困ったところはありませんかとか、そういう直すべきところはないですかというようなことも聞きながら、そうすればできるできないは、例えば、何百万円も掛かるようなところはそれはすぐすぐはできないのは分かるわけですので、そういう姿勢がある程度不満があつても、それを和らげるような効果があるんじゃないか

ということもありますので、是非とも、こちらのほうからどうでしょうか、住み心地はどうですかとか、そういった形で問いかけをしていただいて、できればすぐでもできるところはやってあげますよ。またできなくても、またその辺も考えながらおいおい来年、再来年ということで対応すれば、結構そのムチュルキムドゥムチュルということで、気持ちも和らぐんではないかと思っておりますので、是非そういう対応をしていただきたいということです。今回は、学校施設長寿命化計画というのを策定しているということで、そういう中でまた、策定の中でも先生方からの要望なんかも聞きながら進めていただければ、大分その気持ち的にも和らいでいくんではないかと思っておりますので、是非その先生方にどんなですかというような声掛けをやっていただければと思っておりますが、ひとつどうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。その辺がやはり十分通じていないんではないかなと思っております。実は、修繕に以前はかけましたように、本土というか、向こうから来た住環境とはかなり厳しいものがあって、湿度が高くて換気扇も十分でないといった状況もありまして、今長寿命化の調査をしましたら、全部改築したほうが良いというレベルCとかDもたくさんありまして、もう改築の年度も考えながら動かなきゃいけない状況です。ただ、その中でもやれるものはやっていくというようなことで、修繕等依頼書というものを実際にお送りしまして、集めて、やれるものからやりますということは示していますが、そのあたりの説明をまた私のほうから管理職を通じてでも遠慮はしないでいいですから、やれるものとやれないものがありますのでという誠意を込めて今おっしゃるように、できるもの、延ばせるものは延ばしながら使ってほしいというようなことも伝えて、しっかり住環境を整えてまいりたい気持ちはまた伝えてまいりたいと思っております。かなりの老朽化で、これはもう全部改築であるというふうな判定を下しているのもたくさんありまして、今回その長寿命化とその改築計画にあわせて、どれからいくかというのは今後また入っていく段階になり、丁寧に説明をしてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（福地元一郎君） 7番。

○7番（大田英勝君） はい、ありがとうございます。是非、そういう形で進めていただければ分かっただけだと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは次に移ります。与論小学校の正門周辺の整備についてですが、すみません、本当にすぐ目の前が私のおうちなものですから、毎朝というか毎日見ているものですから、そういう中で小学1年生、若しくはまたこども園の子供たちが、ジャンプジャンプと通っていくのを見ると、毎日見ているのに何も感じないで

立っているのかという具合に言われそうで、そういう気持ちで取り上げていただいたんですが、ひとつまたこの件につきましても、できるだけ早く対応していただければ大変ありがたいと思います。

それと、結構数年前もそういうこれに似たような形で整備をしていただいたのですが、側溝に金網帯、そういったのをして、水をそこに落とすような形でそういう工事をしていただいたんですが、あれもうちょっと下げたほうがいいのになど私は素人目で思っていましたら、私の判断のほうが正しかったな、全然そこには流れないなと思って、今でもやはり少し下げて流れていくような形でやるような、少し極端でもいいですから、そのほうが効果的だと思いますので、今度整備する時にはまたそれを頭の中に入れて進めていただきたいと思います。校庭の片隅にそういう箇所があるというぐらいだったら、まあしょうがないかで済ませるんですが、みんなが入っていくその玄関前ですから、そこだけはやはりちゃんとした形で整備していただきたいということです。ひとつそのようにお願いしたいと思います。

それから、もう最後になりますが、門扉についてですが、これはもう何か既に手配がされておったらしくて、昨日出張から帰ってきたら早速何か工事をしていて、昼過ぎにはまた、大分今日明日ぐらいで済むのかなというぐらいに進んでおりましたので、大変ありがたく思っています。また、できましたらまた西側のほうからもあるんですが、そこはあまり詳しくは見えていないんですが、ついでにその辺も見たりしながら、錆なんかのところはペンキなんかを塗っていただければ住んでいる方も喜ばれるのではないかと思います。ひとつそのように進めていただければありがたいです。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、1番、遠山勝也君の発言を許します。

1番。

○1番（遠山勝也君） 1番、遠山です。6月定例会の最後の質問を手短にさせていただきます。よろしくお願いたします。私のほうからは3点ほど。

1 持続可能な営農について

(1) 農業収入のみで生計を立てるためには、大規模な農地集積が必要だと痛感するがどのように認識し、どう取り組む考えであるか。

2 町民や観光客の憩いの場の整備について

(1) 本年11月末完成予定の新庁舎を含めた周辺を、町民や観光客がくつろげるような観光拠点エリアとして整備する考えはないか。

3 観光振興について

- (1) 観光振興を図るためには、既存の観光スポットをグレードアップさせるとともに、自然環境を十分にいかした新たな観光スポットの整備を積極的に推進する必要があると痛感するが、どのように認識し、どう取り組む考えであるか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えをします。

まず最初に、農地集積の問題です。

県営畑地帯総合整備事業を実施する際には、担い手農家に農地を集積していかなければなりません。本町では、区画整理事業工事や土層改良工事を実施している朝戸地区・那間南地区・那間北地区を農地中間管理事業の重点地区として担い手への農地集積を推進しているところです。

今後、土地改良事業を計画していく新規地区においても、区画整理工事に伴い農地集約を進めながら各種事業を活用し農地集積を進めてまいりたいと考えます。

また、御指摘のとおり、狭小地の多い本町において、農業収入のみの経営は厳しい現状にあります。県が策定しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に基づき経営体の育成としまして、本町においても営農類型ごとの「効率的かつ安定的な農業経営の指標」、「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標」が策定されています。

前述しましたこととあわせまして、各種施策を活用し農業の安定経営が行えるよう町農業技術員連絡協議会とも連携を図り、今後一層の指導・推進体制を整えてまいります。

次に、新庁舎周辺の整備についてです。

新庁舎につきましては、町民の利便性の向上や防災拠点施設としての機能強化が図られた庁舎整備を基本方針として建設計画を推進しているところです。新庁舎の敷地には、庁舎前面に来訪者の駐車スペース、庁舎西側には公用車や職員駐車場を計画しているところです。また、災害等の緊急時において、西側駐車場スペースを一時避難場所として活用するため県道からの取り付け道路整備や排水対策用の調整池等も整備計画をしているところです。

このような全体配置計画の中で、敷地全体が一定の用途に位置付けられていることから町民や観光客の憩いの場所とするスペースの確保は、本事業計画においては大変厳しい状況であると考えます。

御質問の内容につきましては、今後の中央公民館や給食センターの再整備計画とあわせた新庁舎周辺の全体構想計画や旧庁舎の跡地利用計画の中で検討してまいり

たいと存じます。

次に、観光スポットのグレードアップについてです。

既存の観光スポットのグレードアップにつきましては、ビドウや大金久遊歩道の整備について国・県等の補助事業を活用し引き続き整備を進めてまいります。

自然環境を生かした観光スポットについては、昨年、鹿児島県が設定しました奄美トレイルコースがあります。

与論島コースは3種類のコースがあり、A区間(茶花・トゥマイ海岸コース)、B区間(寺崎・皆田・大金久海岸コース)、C区間(赤崎・城集落・ビドウコース)になっています。

各コースごとに特徴があり自然環境を楽しんでいただけるものと思われまます。与論島エリアのマップが観光協会販売されており、各コースの見所などが掲載されています。まだ完成して間もないために認知度が高いとは言えませんが、今後はホームページや旅行会社などで広く紹介してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長(福地元一郎君) 1番。

○1番(遠山勝也君) まず、農地集積に関しまして、農業委員会の久野局長にお聞きしたいと思ひます。何年か前から農地集積ということで県から来ておひまして活動しているのですが、今どれくらいの農地が集積されているかという情報はありますか。

○議長(福地元一郎君) 久野農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(久野泰司君) 今現在、どれくらい集積されているかというのは、今手元にはありませんが管内の農地面積としましては、1,186ヘクタールほどの面積で1万2550筆の農地面積がございます。この土地につきまして、今農業委員会や農地最適化推進委員の皆様、農地を貸したい、借りたい総点検活動を基に、個人訪問をしていただき、農地の利用、意向調査などを行っていただき、若い方、農地担い手の意欲のある方に農地を今貸している、集積・集約するためにあっせんして取り込んでいるところです。

○議長(福地元一郎君) 1番。

○1番(遠山勝也君) その集積ということで実績が上がっていると思ひますが、そのただの集積だけだと、これは地主の意向もありますから簡単ではないんですが、面的に広く、例えば1筆、2筆、3筆を広く一面に、面的に平らにしていくような農業をこれから目指していかないと、集積はしても畔とか畝とかが残っていれば、例えば大型トラクターを入れてもハーベスタを入れても、規模は大きくなっても作業効率は悪いままで残りますから、結局は人手不足という話にもなり、家族経営で

すともう高齢化が始まるともうどうしようもなくなっちゃう。機械だけ大きくしても作業効率がなかなかうまくならないのですから、ここを何とか杭を打ちながら面的に広くできないか、これをずっと考えているところなんです、これに関して副町長にお聞きします。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） よく私も畑に行くんですが、最近の例えばキビ作を見ましても、どうしても与論の畑事情は狭いものですから、機械化ができない。もちろん機械化に頼るばかりが農業でもないんでしょうが、やはり限られた人員で有効的に効率的に上げていくためには、どうしても機械化というのは避けられない道だというふうに思っています。そういった中で集積は、この畑とこの畑こうすれば簡単なんですけどというのはよく分かります。しかし、残念かな、与論はまたその小さい面積の割に段差が結構あるんですよ。隣近所。ですから、もう一度やはり総合的に畑地の整備というのを考えていかないと、集積も含めて将来的な機械化は難しいのではないかな。ただ農地を変えれば集積ではなくて、本当に利用しやすいような農地にしていくためにはどうしたらいいかというのを、今後、農業委員会あるいは専門の皆さん方の御意見をいただきながらちょっと考えてまいりたいなど。また隣同士畑であっても、一方は牧草地であって一方はキビをつくっている、一方はハウス。結局は隣の土地に御迷惑になったらいけないものですから、それぞれやっていくのですが、何とかその辺を若い皆さん方が、もっともっと収益を上げて儲かる農業が確立できるように、特に遠山議員は農業の専門家でもありますし、農業委員会のOBでもありますので、是非そういった御助言をいただいて、農業を志す青年がもっともっと希望を持ってできるような農地整備を考えていければというふうに思います。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） 与論島に帰ってきました、土地に対する執着がものすごいものですから、これはどうしようもないと思うのですが、そうはいつでも20年前から農家収入、例えば牛はまだいいです多少は牛の値段が上がってきましたから。ところが、キビ農家とか園芸農家というのは全然上がっていませんもんですから、こういう話を何回も何回もするのですが。そこで町長が、町長のカリスマ性とリーダーシップで、20年先の与論町を1ヘクタールごとの畑にできないものか、リーダーシップでというふうに。いや、僕にはできない。何とかそういうふうに行っていければありがたいなと思いつつ応援します。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に遠山議員がおっしゃられること

はもつともだと思えます。よく私もそう思います。本当にほかの島みたいにせめて段差が少なく町道あるいは農道から行ったり来たりできるような、そういう地形であればいいのになといつもかねがね思うのですが、何せ本当に低いところは昔からここは私の土地だったから、今更動かすことはできないとかいろいろなことがあります。ましてなかなか難しいだろうと思いますが、とはいっても、いつまでもそう言っているわけにはいきませんので、将来はだんだんみんな理解しあって、また持ち合っていくのではないかなというふうに思うところです。お待ちいただきたい。

○議長（福地元一郎君） 1 番。

○1 番（遠山勝也君） よろしくリーダーシップをお願いいたします。

2 番目は飛ばします、もういいです。

3 番目、観光振興についてなんですが、町議員からいろいろ観光のための案内板の設置を取り上げて話をされていましたが、ちょっと私のほうで情報が見つかりましたので、1 個紹介したいと思えます。

これは鎌倉での話なんですが、新しく観光案内板を新設するときに、クラウドファンディングという住民からの寄附を募って利用し、「かまくら想いプロジェクト」と名付けて案内板を設置したそうです。そのための寄附を募ったところ、100 万円を目標にしたそうなんですが、2 か月を予定していたんですが、3 週間で集まったそうです。それで10 基の案内板をつくったわけなのですが、ここで、鎌倉の役場が工夫したのが、案内板の下に寄附の人の寄附の名前のプレートを貼って分かるようにしたそうなんです。それでうまくいったというような話なんですが、1 つの方法ではないかなと、看板を設置する時に思えます。

そこで、これに関連してですが、これは私だけではないかもしれないですが、手紙が来まして、古里一直線の両脇に1千本のヤシの木を観光客に植えさせたらどうかという提案がありました。そのヤシの木を植えてもらいながら、本人の住所地ですとか名前とか、生年月日ですとか、そういうものを消えないような鉄板に打ち込んで、ヤシの木と一緒に残すと。そうすることによってもう一回そのヤシの成長とともにもう一回見に来る気持ちになったり、リピーターとしてですね。それからこの植えた人たちの子供がもしかしたら親が植えたヤシの木だよということで見に来るかもしれない。そういうことの観光振興ですかね、そういうのを提案してくれる人がいました。ちなみにそこをハネムーンロードと付けたらどうかと。それからそこを百合ヶ浜に向かってヤシの木を植えていければ、1 つの観光名所になるのではないかなという提案がありました。そういうふうに私はちょっと感心したものですから取り上げたのですが、これに関しては商工観光課長どう思えますか。お願いします。

○議長（福地元一郎君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 貴重な意見ありがとうございました。大変勉強になりました。まず1つの案内板の設置につきましては、これはまた船倉のところにこうやってできればなとちょっと思い付きましたが、またできればなと思いました。あとその一直線の100本のヤシを植えるというのは、また県道ですので、県道とか百合ヶ浜に下りてくるところとかは私有地とか入っていると思いますので、それはまた今後考えながら進めていければなと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 町長の意見を聞いて終わります。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。その御意見は私も伺っています。そして、ただ結局今ありましたように、これはあの一直線も本当に全部で地域住民が納得をして植えるというふうになって、そして植えるのはじゃあヤシでいいのか、本当に地元の方はそれでいいと思っているのかということもいろいろ検討しなければいけないことだし、さて県道をまたどう使えるのかということもありますので、今商工観光課長が言ったように、本当に今後の検討課題なと思っています。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 終わります。

○議長（福地元一郎君） 1番、遠山勝也君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。暫時休憩します。3時30分から開会します。

-----○-----

休憩 午後3時20分

再開 午後3時29分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第5 議案第22号 国会議員及び知事、県議会議員の選挙に関する費用弁償等に関する特例条例を廃止する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第22号「国会議員及び知事、県議会議員の選挙に関する費用弁償等に関する特例条例を廃止する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（山 元宗君） 議案第22号、国会議員及び知事、県議会議員の選挙に関する費用弁償等に関する特例条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

この廃止条例は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年5月15日に公布、施行されたことに伴い、特例条例を廃止して「報酬及び費用弁償等に関する条例」への一本化を図るために条例を廃止しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号、国会議員及び知事、県議会議員の選挙に関する費用弁償等に関する特例条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、国会議員及び知事、県議会議員の選挙に関する費用弁償等に関する特例条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第23号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第23号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（山 元宗君） 議案第23号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」が令和元年5月15日に公布、施行されたことに伴い、「報酬及び費用弁償等に関する条例」の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 1点だけ。上げ幅がかなり大きいように感じるのですが、その背景といいますか、なぜ上げ幅が大きくなっているのか、そのあたりの補足説明をいただければありがたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

今回、国県の報酬額基準が改定されたのですが、これまでは国県の報酬よりも町の選挙の場合は少なかったのですが、今回の考え方としてはその選挙種別によってその業務内容が、特に国県とか町、町議会のそういった業務内容に差はありませんので、選挙種別による報酬額に差があつては実情には則していないのではないかとことです。そういったところで、あと拘束期間がかなり12時間とか朝の7時から夜の9時まで拘束された業務内容となっているのですが、その鹿児島県の最低賃金とかからでも割崩しても、町の報酬条例にはちょっと足りていないといえますか、そういったところで今回上程させていただいているところです。

以上です。

○2番（沖野一雄君） はい、分かりました。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第24号 与論町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第24号「与論町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（山 元宗君） 議案第24号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、消費税率の引き上げによる低所得者の保険料軽減強化の実施に伴い、平成31年度及び令和2年度において、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するため、条例の一部を改正するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、与論町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第25号 令和元年度与論町一般会計補正予算（第2号）

○議長（福地元一郎君） 日程第8、議案第25号「令和元年度与論町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（山 元宗君） 議案第25号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金4686万1000円、繰越金1億4000万円などを追加し、土木費国庫補助金1223万3000円などを減額計上しています。

次に歳出の主なものとしまして、役場新庁舎整備事業4154万6000円、諸支出金学校校舎等建築促進基金積立金並びに諸支出金清掃センター解体撤去事業基金にそれぞれ7000万円などを計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ2億2996万9000円を追加し、一般会計予算総額52億6872万3000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、令和元年度与論町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月21日本会議ですが、日程の都合により特に午後3時30分に繰り下げて開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時41分

令和元年第2回与論町議会定例会

第 2 日

令和元年6月21日

令和元年第2回与論町議会定例会会議録
令和元年6月21日（金曜日）午後3時29分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 議案第26号 与論町防災行政情報伝達システム整備工事請負契約の締結について

第2 陳情第8号 教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について（総務厚生文教常任委員長報告）

第3 発議第1号 教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書の提出について（高田豊繁議員ほか2人提出）

第4 議員派遣の件

第5 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10人）

1番 遠山勝也君	2番 沖野一雄君
3番 川村武俊君	4番 林敏治君
5番 高田豊繁君	6番 町俊策君
7番 大田英勝君	8番 野口靖夫君
9番 林隆壽君	10番 福地元一郎君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長 沖島範幸君
会計管理者兼会計課長 大角周治君	税務課長 武東真奈美君
町民福祉課長 田畑文成君	環境課長 白尾与志一君
農業委員会事務局長 久野泰司君	産業振興課長 山下哲博君
商工観光課長 松村靖志君	建設課長 町本和義君

教育委員会事務局長	田 畑 博 徳 君	教育委員会生涯学習課長	朝 岡 芳 正 君
水道課長	仁 ・ 和 男 君	与論こども園長	富士川 智恵美 君
茶花こども園長	富 千加代 君	那間こども園長	田 畑 綾 子 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長	川 上 嘉 久 君	書	記 池 田 レ ミ 君
------	-----------	---	-------------

開議 午後3時29分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第26号 与論町防災行政情報伝達システム整備工事請負契約の締結
について

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第26号「与論町防災行政情報伝達システム整備工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（山 元宗君） 議案第26号、与論町防災行政情報伝達システム整備工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

与論町防災行政情報伝達システム整備工事について、公募型プロポーザル方式により日本無線株式会社鹿児島支店、支店長坂井忠と工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番。

○2番（沖野一雄君） 2つ、3つほど確認の意味で質問したいと思います。

まず1点目は、このシステム整備事業については予算が認められ、そして仮契約も結ばれているという状況なのですが、あえて確認の意味で質問を申し上げたいと考えるのですが、まず、公募型のプロポーザル方式で何社から応募があったのかという点と、予定していた金額に対してどの程度の率で落札ということになったのか、そのあたりを知りたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

今回応募された業者は5業者でございました。最初6者で1者辞退で実際プレゼンした業者が5者ということです。そして金額なのですが、当初予定価格4億円ということで計画してまして、それに対する見積りで執行しています。実は私たちが考え方がちょっと変更したところがありまして、当初はその4億円の中で一括して1本で契約を予定していたところなのですが、この財源が今年の奄振交付金の補正予算を充てにした予算となっていた関係で、県のほうから既に発注したものに對

する補正予算の対応はできないということで、今回2分割をしまして今年の年度においては2億円、来年度に奄振交付金が決定したのちに与論町の予算を計上しまして、そうしたのちに残りの3億2000万円ちょっとなのですが、トータルではですね。そういった2分割の契約で設定しています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、2分割をされる予定ということで、また来年度その添付された資料をちょっと見ますと、2020年度の事業の中で今後の予定としては予算的には残り1億2000万円程度で、2020年度の事業をまた2分割された残りをされるということのようですが、それについては、また新たに入札をされる予定なのか、あるいはまたいわば継続事業的に今回の仮契約の相手方と契約をしていくことになるのか、そのあたりはどのようなのですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回、令和元年度の工事としましては、親局とか中継局、その新庁舎にあわせた卓の整備、それから今予定としているのは分遣所の中継局、そして各39カ所の中継子局、電柱に立っているトランペットなのですが、その分を今年に工事を済ませまして、令和2年度において戸別受信機と連結ということでいろいろなテストとかあると思いますが、そういったすみ分けをしているところです。ということで、関連性が高いということで、令和2年度の次の工事については随契でできないかということで考えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 予算的、契約的には分かりました。それではちょっと資料として付けていただいたその整備方針のところを見ながら、1、2点確認をさせてください。今回の防災行政無線システムについては、デジタル同報無線ということで、既存のものを更新する形でよりいいものに変えていくという契約だと思のですが、ちょっと気になる点が、気になるというか確認の意味なのですが、今、御案内のように、広域事務組合で以前にいつでしたか、平成27年の4月から稼働しているかと思うのですが、消防救急デジタル無線というのが整備されて、あわせて通信指令設備ですかね、そういったものが整備されて救急業務、あるいは火事・救急とかいったときには、その沖永良部の広域本部と与論分遣所が連携しながらやっていくという形なのですが、今御案内のように、広域事務組合は解散の危機を迎えているんですね。そういうことを考えているときに、知名、和泊も既に解散を議決しているのですが、この別物と言えば別物なのですが、ちょっと気になるのは解散になった場合、与論独自にそういったものも分遣所を中心に消防・救急関係やっ

かなくてはいけないということを視野に入れた場合に、この資料の中の例えばシステムの全体事業、この資料の中の④というところですが、遠隔制御装置1式、消防からの放送用として消防本部に整備する。消防本部というのは沖永良部ですよね。結局それは右側の2020年度の事業ところで②というところで、遠隔制御装置1式整備すると、消防からの放送用とかですね。そういったのが消防本部に置きますよということだと思のですが、ちょっと次のページにまたカラーの図面というか、一括のシステム構成図をちょっと見てみますと、左側の中ほどのところに、消防本部に遠隔制御装置を置きますよとそれは次年度です。そして右側の真ん中の与論町役場の親局のところに、ちょっと右下あたりに地区遠隔制御装置というのがまたあるんですが、このあたりのちょっと違いがよく分からないのですが、私がお伺いしたいのは、仮に広域事務組合が解散した場合に、今の消防・救急デジタル無線、今既に整備されている本部を中心としたそうしたシステムに代わる働きができるのかというのがちょっと気になっていてですね。ある程度それがカバーできるような、解散した場合でもこれを使ってうまくできますよという話であれば、すごくいいなと思いつつこれちょっと見ているんですが。そのあたり、解散した場合に例えば分遣所を中心に火事の連絡があったときに、分遣所のほうでとって、これを使って島内全域にいち早く具体的な指示ができると、放送ができるというふうなことが可能なかどうか、そのあたりのちょっと兼ね合いを説明していただきたいのですが。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 消防デジタル無線と防災無線については、全く別物で沖永良部との関係がもし解散となった場合は、その新たな方法としては、向こうに委託してまた今の免許申請で継続するか、若しくは全くそういったことをしないで、与論町で消防デジタルを新たに入れることになると思いますので、この消防デジタルと防災無線については全く切り離して考えていいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 別物だとは思いますが。しかし、この与論町の中で使っていく防災行政情報伝達システムの整備方針の中身を見てみますと、その消防本部に置く遠隔制御装置とかそういったのも結局2020年度に整備されるのですが、このあたり例えば極端な話、与論である程度の予算を負担しながら沖永良部の予算負担もあるのかどうか分かりませんが、そのあたりでも解散するという前提で今進めているのに、これどうなのかなというのがちょっと気になってですね。であれば、分遣所に最初から遠隔制御装置を置いて、あるいは役場にしっかり置いて、いざとなったときに利用できるような形が取ればいいのかいなと思いつつ見ているのです。

が、そのあたりでは全くの別物で、またゼロから考えていかななくてはいけないということになるんですね、その消防・救急に関しては。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この資料の1ページの4番の消防からの放送用として消防本部に整備というのは、こちらの消防分遣所ということで、ちょっと表記が間違えているようです。申し訳ありません。そういうことで、遠隔制御装置というのは役場新庁舎の親局と分遣所が地区遠隔装置というふうになります。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） そういうことであれば理解できます。ここは非常に重要なところだなと思って、ちょっと見ましたので。いずれにしろおおむね分かりました。しっかりそういった広域事務組合の解散とこれがまた何か影響を与えるようなものであれば、しっかりと慎重にさせていただきたいというのがちょっとあって、質問させていただきました。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

5番。

○5番（高田豊繁君） この大変ありがたいと思うのは、ここの1ページの2020年度の事業のところに、放送の聞き逃しを電話にて確認する電話応答装置というのが含まれていますが、開けての3枚目のところに。これは電話で携帯からでも電話をすると、おおむねこれは何番とかに電話するんですかね。まだ番号は決まっていないだろうけど、例えば97局の何番とかいう番号に電話をすると、また再度その放送が繰り返されて、オペレーターはいなくてもいいんですよ。機械が今の放送をリプレイして何かしているのですか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 前々から防災無線が聞きづらいということで、その繰り返し機能がないかということで町民からもありましたので、今回2つの方法を取っています。1つは、電話から、電話も今からなんですけども、自分の携帯とか自宅の固定電話からその番号に電話すると、その直前の放送が聞こえるようにできています。もう一つは、戸別受信機もありますので、そのボタンを押すと約60分間前、過去まで遡って聞こえるということで、そういう機能を持ちあわせています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 電話だとやはり混線するというか、一気に集中する可能性があ

るものだからなかなかつながりにくいところがあるけど、今の総務企画課長の説明では、戸別受信機でワンプッシュで前の放送がそのまま聞こえるということになる
とですね、非常にこれは家にいるときはありがたいなど、このように思いますの
で、いいことを考えましたねということで、大変評価したいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員
会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しまし
た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号、与論町防災行政情報伝達システム整備工事請負契約の
締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、与論町防災行政情報伝達システム整備工事請負契約
の締結については、可決されました。

-----○-----

日程第2 陳情第8号 教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学
級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択
の要請について（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（福地元一郎君） 日程第2、陳情第8号「教職員定数と義務教育費国庫負担制
度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採
択の要請について」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長報告を求めます。

5番。

○5番（高田豊繁君） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第8号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について」審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月17日月曜日、午後3時45分から全員出席のもと、防災センター会議室で審査いたしました。

本陳情については、平成23年、平成25年、平成26年にも同様の陳情が提出され採択されています。

陳情の要旨は、学校現場において、外国語教育実施のための授業時数の調整に苦慮していることや、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっていることなどから、教職員定数改善などの施策の必要性と、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたままとなっていることから、国の施策として定数改善に向けた財源を保証し、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育が受けられるよう国会及び関係行政庁に意見書の提出を求めるものです。

当委員会といたしましては、豊かな子供の学びを保証するためのこれらの条件整備は不可欠であり、本町教育の振興に大いに寄与することから、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 質疑なしと認めます。これで総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、陳情第8号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第8号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書採択の要請については、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第3 発議第1号 教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書の提出について（高田豊繁議員ほか2人提出）

○議長（福地元一郎君） 日程第3、発議第1号「教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

5番。

○5番（高田豊繁君） 発議第1号、提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、野口靖夫、同じく与論町議会議員、大田英勝。

「教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書」を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

学校現場では解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっております。特に小学校においては、新学習指導要領の移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の調整など対応に苦慮しています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには教職員定数改善が必要であり、教育の機会均等と一定水準の教育の維持向上のための財源確保として、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1にすることが求められます。

このため、地方自治法第99条の規定により国会及び関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、教職員定数と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、複式学級解消を図るための2020年度政府予算に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第5 閉会中の継続審査・調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第5、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第2回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後3時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地 元一郎

与論町議会議員 沖野 一雄

与論町議会議員 大田 英勝